

岩沼市第3期障害者計画

〈平成30年度～平成35年度〉

岩沼市第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)

〈平成30年度～平成32年度〉

岩沼市

はじめに

岩沼市では、平成24年3月に「岩沼市第2期岩沼市障害者計画・岩沼市第3期障害福祉計画」、平成27年3月に「岩沼市第4期障害福祉計画」を策定し、基本理念として掲げた「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」の実現を目指して、総合的な障害者施策の推進に努めてまいりました。



この間、国では平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月には「障害者差別解消法」の制定など、障害福祉に関する法制度等の整備が進められました。

このような状況を踏まえ、これからの岩沼市の障害者施策の基本方針と施策展開を明らかにするため、平成30年度を初年度とする「第3期障害者計画・第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」を策定いたしました。

本計画では、相談支援の充実や障害を理由とする差別の解消、制度改正等に対応するため、医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関との連携のもと、複合的な課題に対する総合的な支援体制の強化とサービス基盤の整備に努めるとともに、差別解消の推進、権利擁護に関する普及啓発を一層図り、共生社会の実現に向け、住み慣れた地域の中で「障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって 自分らしく生きられる まち いわぬま」の実現を目指します。

今後も、障害のある人の自立や社会参加を推進していくため、本計画に定めた取り組みを全力で進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、ご審議いただきました「岩沼市障害者計画等策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査やヒアリング等でご協力いただいた市民の皆様、各団体、医療機関のご担当者様に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

岩沼市長 菊地 啓夫

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 法令の根拠.....	4
3. 計画の性格と計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制.....	6
5. 基本指針の見直しについて.....	7
第2章 障害のある人の現状.....	9
1. 人口構造と障害者数の推移.....	11
2. 障害者数の状況.....	14
3. 障害福祉サービスの利用状況.....	19
4. 就学、就労の状況等.....	26
5. アンケート調査結果.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1. 基本理念.....	37
2. 基本目標と展開.....	38
3. 施策の体系.....	40
4. 障害福祉計画の施策体系.....	41
第4章 施策・取り組みの総合的展開.....	43
基本目標1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる.....	45
基本目標2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる.....	51
基本目標3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る.....	58
第5章 障害福祉計画.....	61
1. 平成32年度の目標値の設定.....	63
2. 障害福祉サービス.....	68
3. 障害児福祉サービス.....	80
4. 地域生活支援事業.....	86
5. 地域生活支援促進事業.....	92
6. 岩沼市独自事業（その他の事業）.....	93
第6章 計画の推進体制.....	97
1. 自立支援協議会.....	99
2. 県、関係機関との連携強化.....	99
3. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価.....	99
資 料.....	101

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 法令の根拠
3. 計画の性格と計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 基本指針の見直しについて

1. 計画策定の趣旨

本市の障害者施策については、現障害者計画・障害福祉計画の「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」を基本理念として、「地域で支えあい、自立して暮らせるまち」、「ともに学びあい、個性や能力が輝くまち」、「健やかで、こころ豊かに生きるまち」の3つの視点により、総合的に施策を推進しています。それぞれの計画は、平成29年度までを期間とするものであり、両計画の終了を迎えることから、この度、平成30年度からの新たな計画を策定するものです。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）では、障害を理由とする差別について、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の二つに分けて整理し、差別行為を禁止しています。また、平成30年4月から施行される改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、新たなサービスの創設と障害児福祉計画の策定が加わり、地域での生活の維持と継続を進めていくための環境整備が進められています。

本市における平成30年度からの新たな計画の策定にあっては、国の障害者基本計画及び宮城県の「みやぎ障害者プラン」を基本とするとともに、今後、見込まれる制度改正等の状況変化に、計画期間中にも必要に応じて計画の見直しを行うこと等、的確に対応できるものとしします。


また、震災復興の取り組みとの整合性を図りながら、本市の障害者施策を計画的に推進するため、障害者施策の基本方針と施策展開の方向を明らかにします。

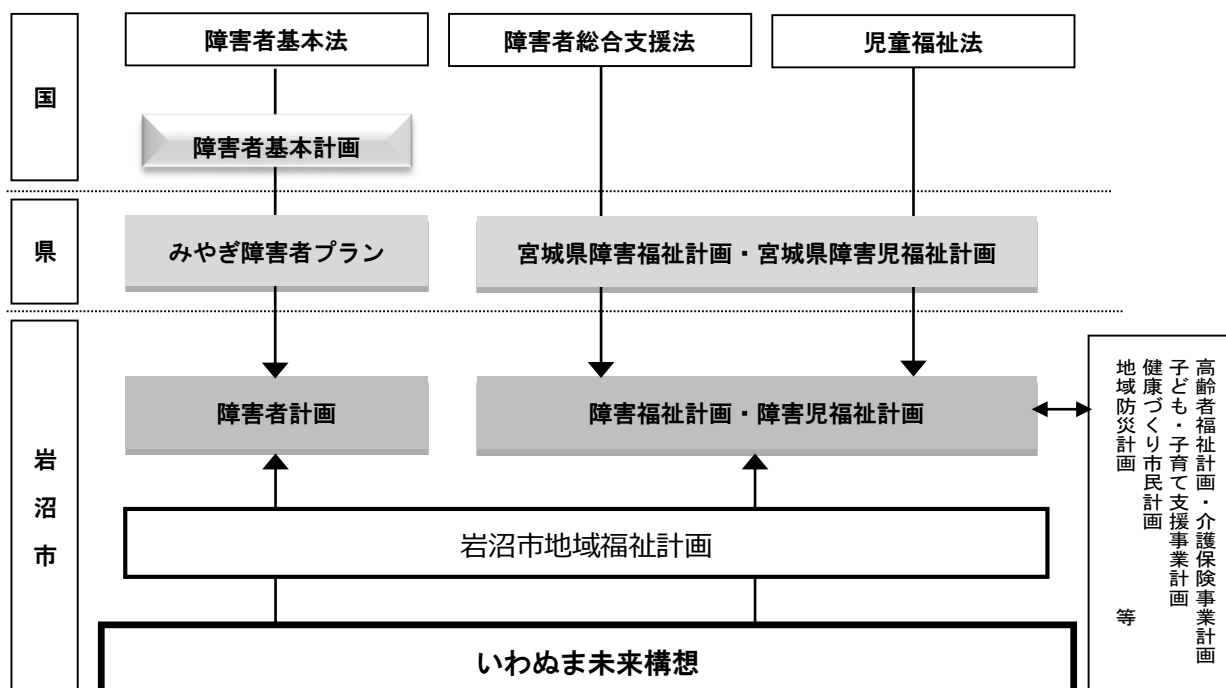
2. 法令の根拠

障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

3. 計画の性格と計画の期間

本計画は、本市の最上位計画である“いわぬま未来構想”における将来都市像「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」及び本市の保健・福祉分野における総合計画である“岩沼市地域福祉計画”の基本理念である「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指す個別計画として、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定するものです。



計画期間は、中期的な指針となる第3期障害者計画が平成30～平成35年度の6年間、サービスの事業計画となる第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画が平成30～32年度の3年間となります。

①岩沼市障害者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画

・・・平成30年度～平成35年度（6年間）

②岩沼市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく3年の計画

・・・平成30年度～平成32年度（3年間）

③岩沼市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく3年の計画

・・・平成30年度～平成32年度（3年間）

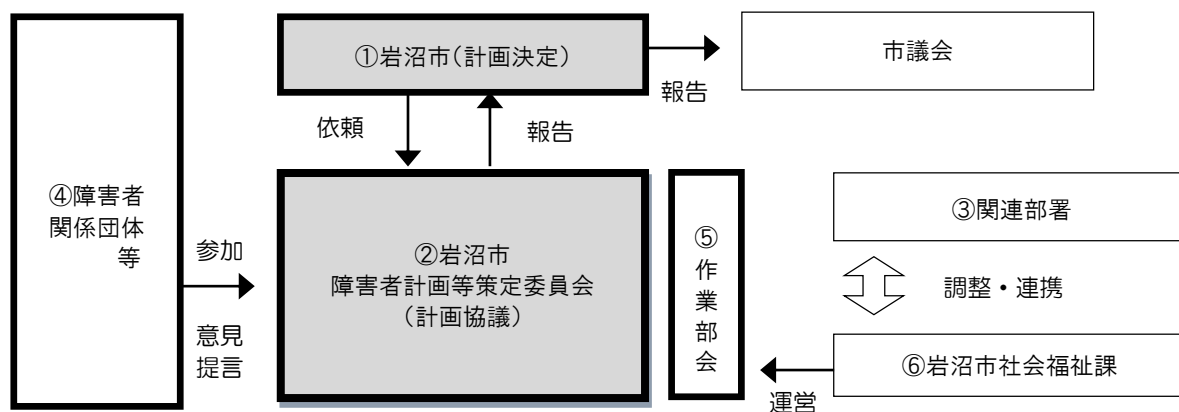
【計画の期間】

	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度	平成 33年 度	平成 34年 度	平成 35年 度	平成 36年 度
障害者計画 (6年間)	第3期						
障害福祉計画 (3年間)	第5期			第6期			
障害児福祉計画 (3年間)	第1期			第2期			
総合計画 (10年間)	いわぬま未来構想 (H26年度～35年度)						
地域福祉計画 (10年間)	岩沼市地域福祉計画 (H27年度～36年度)						

4. 計画の策定体制

市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「岩沼市障害者計画等策定委員会」を設置し、岩沼市障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）に関して審議し、計画策定を行いました。

なお、本計画は、「岩沼市障害者計画等策定委員会」において計画案を審議するとともに、障害福祉サービス利用者等を対象に障害者福祉についての意識調査、関係団体等のヒアリングの結果を踏まえ、計画策定にその結果を反映したものです。また、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、県との調整を図りながら策定しました。



(参考：アンケート調査について)

- 調査目的

障害者基本法の基本理念に即し、障害者総合支援法に基づく岩沼市障害福祉計画と一体の岩沼市障害者計画の策定を行うため、障害のある人の生活全般にかかわる実態や障害者の福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、アンケート調査を実施しました。

- 調査名 福祉に関するアンケート調査
- 調査期間 平成 29 年 4 月
- 調査方法 郵送によるアンケート調査

●回収結果

調査対象	配布数	回収数 ^{※2}	回収率
身体障害者手帳保持者	445 票	260 票	58.4%
療育手帳保持者	105 票	56 票	53.3%
精神障害者福祉手帳保持者	100 票	50 票	50.0%
自立支援医療(精神通院)受給者	100 票	87 票	87.0%
特定疾患医療受給者(難病)	100 票	83 票	83.0%
小児慢性特定疾病医療受給者	30 票	13 票	43.3%
手帳なし児 ^{※1}	20 票	8 票	40.0%
全体	900 票	424 票 ^{※3}	47.1%

※1:手帳を持たず、医師の診断書等だけでサービスを受けている18歳未満の方

※2:各障害は本アンケートでの当該障害の選択回答者数、全体は回収数

※3:手帳の複数所持があるため各手帳等の回収数の合計にはならない

●調査主体 岩沼市健康福祉部社会福祉課

5. 基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国では、平成28年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、平成29年1月6日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。

基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行う。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

平成 28 年5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等行う。

【地域共生社会の実現に向けた取り組み】

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進する。

【発達障害者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要である。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮を行う。

第2章 障害のある人の現状

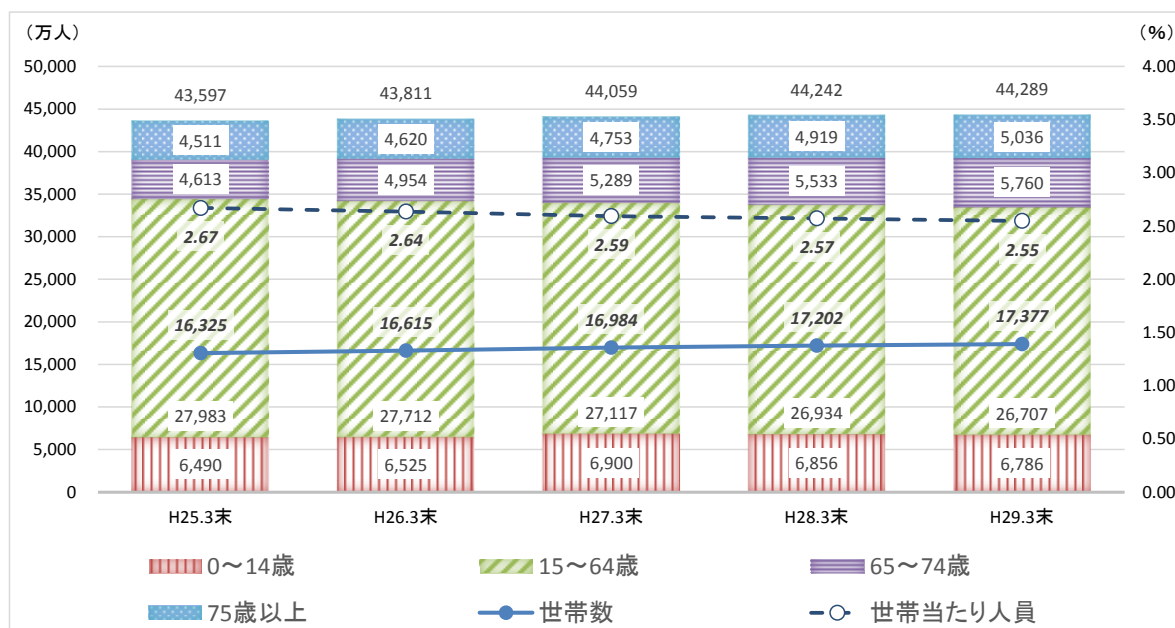
1. 人口構造と障害者数の推移
2. 障害者数の状況
3. 障害福祉サービスの利用状況
4. 就労、就学の状況等
5. アンケート調査結果

1. 人口構造と障害者数の推移

(1) 岩沼市の人口

岩沼市の人口は、各年3月末で推移をみると、平成25（2013）年から平成29（2017）年まで僅かながら増加しています。世帯数は、増加を続けており、平成29年には17,377世帯となっています。人口の増加が僅かであることから、世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成29年には2.55人になっています。

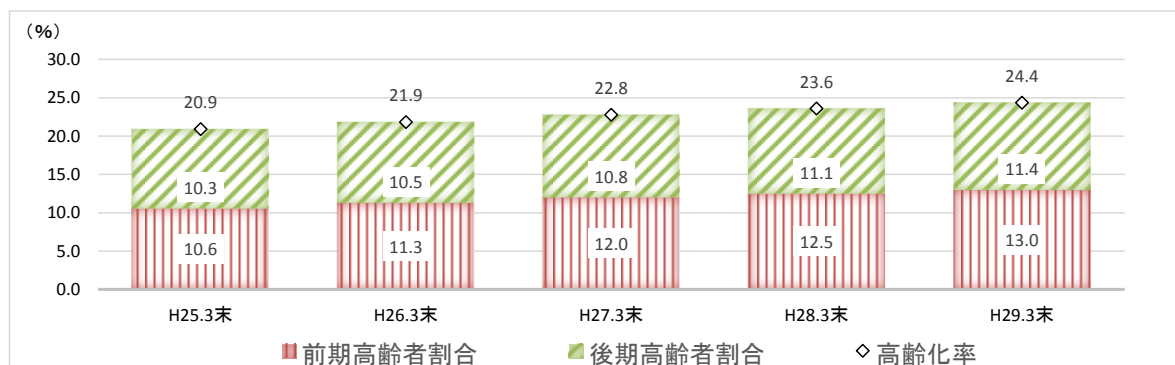
【岩沼市の人口推移】



資料：住民基本台帳

高齢化率（老年人口／総人口）の推移をみると、年々高くなっており、平成29（2017）年には24.4%とこれまでで最も高い値となっています。

【岩沼市の高齢化率の推移】



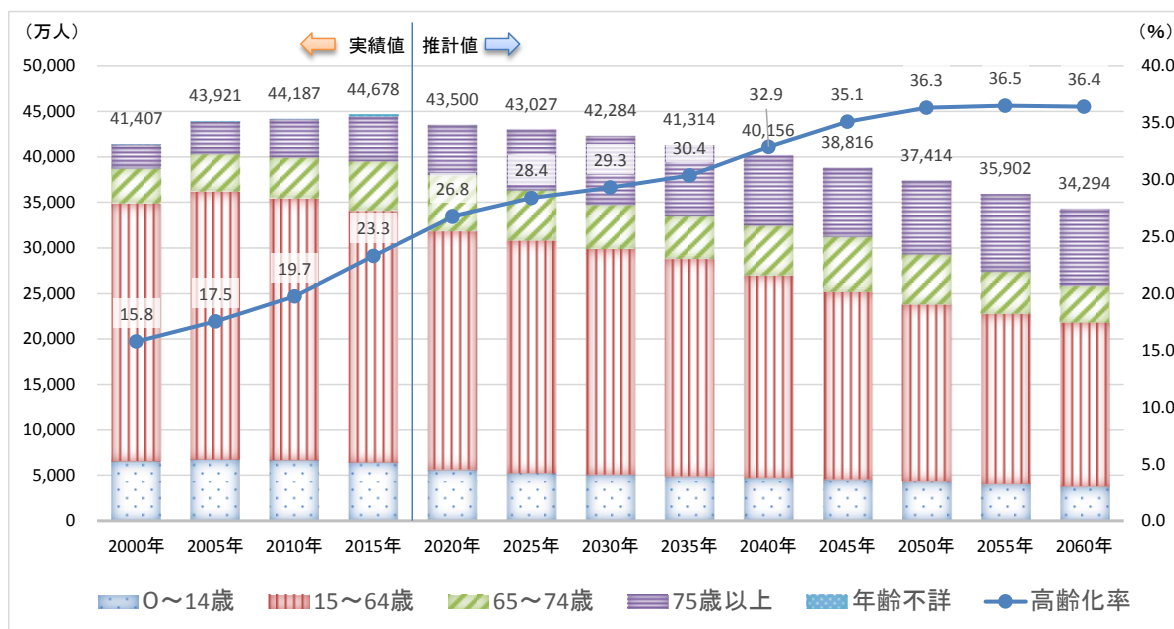
資料：住民基本台帳

(2) 岩沼市の将来人口

本市の人口は、国勢調査では平成 27 (2015) 年まで増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年 10 月の国勢調査では 44,678 人になっています。今後は減少に転じ、平成 32 (2020) 年には 43,500 人に減少すると予測されています。

人口推計は、『岩沼市まち・ひと・しごと創生 総合戦略』の人口ビジョンの推計で、合計特殊出生率が平成 32 (2020) 年に 1.50、平成 37 (2025) 年に 1.55、平成 42 (2030) 年に 1.60、平成 52 (2040) 年に 1.65 に達し、20～40 代前半の移動減少対策を講じた場合で計算されたものです。

【岩沼市の人口推移】



資料：2015 年までは総務省統計局「国勢調査」、2020 年以降は『岩沼市まち・ひと・しごと創生 総合戦略』による人口推計

年齢3区分別の人口推移については、生産年齢人口が平成 17 (2005) 年をピークに既に減少に転じており、岩沼市の人口ビジョンでは、平成 52 (2040) 年には高齢化率 (老年人口 / 総人口) は 32.9%と3人に1人の割合に達することとなります。

(3) 手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、平成24年度以降、増加傾向にあり、平成28年度の総人口に占める割合は4.7%になっています。知的障害者と精神障害者の手帳所持者は平成24年度以降増加傾向になっていますが、身体障害者手帳所持者は平成25年度に1,500人を超えて以降、平成26年度から平成27年度にかけては横ばい、平成28年度には再び1,500人を超える状況となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】 (各年度3月末:人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市の総人口	43,463	43,656	44,059	44,242	44,289
世帯数	16,291	16,554	16,984	17,202	17,377
身体障害者	1,459	1,512	1,462	1,465	1,501
知的障害者	278	295	329	327	357
精神障害者	169	182	192	212	221
手帳所持者合計	1,906	1,989	1,983	2,004	2,075

岩沼市における平成28年度末（平成29年3月31日現在）の障害者数は、身体障害者手帳所持者1,501人、療育手帳所持者357人、精神障害者保健福祉手帳所持者221人となっています。

平成24年度末からの5年間では、平成24年度末の手帳所持者総数が1,906人から平成28年度末には2,075人となっており、増加傾向にあります。

【新規交付者数の推移】 (各年度3月末:人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障害者	106	107	92	69	81
知的障害者	14	19	28	33	10
精神障害者	18	21	16	25	26

2. 障害者数の状況

(1) 身体障害者

平成28年度末の岩沼市における身体障害者手帳所持者数は、全体で1,501人です。

障害種別で見ると、肢体不自由が最も多く809人、次いで心臓や腎臓等の内部障害が485人、聴覚・平衡機能障害が104人の順となっています。

障害等級別では、1級、2級の身体障害者手帳保持者が46.2%を占め、重度の障害者の割合が高くなっています。

宮城県の種別割合でも、肢体不自由、次いで心臓や腎臓等の内部障害、次いで聴覚・平衡機能障害の順となっています。

■身体障害者数 障害種別・等級別手帳所持者数

(29年3月末：人)

区分	岩沼市								宮城県	
	総数	構成率	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	構成率
視覚障害	89	5.9%	28	30	9	9	7	6	5,165	6.3%
聴覚・平衡機能障害	104	6.9%	4	46	10	14	1	29	6,259	7.6%
聴覚	103	6.8%	4	46	10	14	0	29	6,202	7.5%
平衡機能	1	0.1%	0	0	0	0	1		57	0.1%
音声・言語・そしゃく機能障害	14	0.9%	0	1	4	9			1,071	1.3%
肢体不自由	809	53.9%	117	153	161	220	115	43	42,841	52.3%
上肢	313	20.9%	83	97	59	38	20	16	-	-
下肢	438	29.2%	16	37	88	182	88	27	-	-
体幹	43	2.9%	9	16	13	0	5	0	-	-
運動機能障害	15	1.0%	9	3	1	0	2	0	-	-
(上肢機能)	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	-	-
(移動機能)	15	1.0%	9	3	1	0	2	0	-	-
内部障害	485	32.3%	307	7	101	70			26,623	32.5%
心臓機能障害	249	16.6%	203	0	37	9			14,655	17.9%
じん臓機能障害	137	9.1%	100	2	34	1			5,904	7.2%
呼吸器機能障害	37	2.5%	2	1	26	8			1,788	2.2%
ぼうこう・直腸機能障害	54	3.6%	0	0	3	51			3,903	4.8%
小腸機能障害	1	0.1%	0	0	1	0			80	0.1%
免疫機能障害	5	0.3%	0	4	0	1			179	0.2%
肝臓機能障害	2	0.1%	2	0	0	0			114	0.1%
計	1,501	100.0%	456	237	285	322	123	78	81,959	100.0%

■身体障害者 種類別障害者数の推移

(各年度3月末：人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
						18歳未満
視覚障害	88	97	94	87	89	2
聴覚・平衡機能障害	114	114	100	101	104	1
音声・言語・そしゃく機能障害	13	13	14	14	14	0
肢体不自由	795	832	805	812	809	15
内部障害	449	456	449	449	485	3
計	1,459	1,512	1,462	1,463	1,501	21

※18歳未満は28年度分うち数

(2) 知的障害者

岩沼市における知的障害者の療育手帳所持者数の推移をみると、平成28年度の知的障害者数は357人となっており、平成24年度からの5年間で、療育手帳Aについては、ほぼ横ばいで推移していますが、療育手帳Bについては、増加傾向となり、合計数は67人増加しています。平成28年度における18歳未満の療育手帳保持者は、療育手帳Aでは23人、療育手帳Bでは110人となっており、全体の約4割を占めます。

■知的障害者 障害者数の推移

(各年度3月末：人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
						18歳未満
療育手帳A	111	114	113	114	123	23
療育手帳B	167	181	193	216	234	110
計	278	295	306	330	357	133

※18歳未満は28年度分うち数

(3) 精神障害者

岩沼市の精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移をみると、平成24年度からの5年間では増加傾向にあり、平成28年度では221人となっています。また、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移では、平成24年度の546人から平成28年度の637人と2割程度の増加がみられます。

精神障害者保健福祉手帳の等級別保持者数は、2級が最も多く、平成28年度は全体の56.11%を占めています。この傾向は、宮城県全体での2級保持者の割合58.58%ともほぼ同様です。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、宮城県全体の4.11%になっています。

■精神障害者 等級別障害者数の推移

(各年度3月末：人)

区分	岩沼市					宮城県
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度
精神障害者保健福祉手帳1級	39	44	44	39	34	1,074
精神障害者保健福祉手帳2級	90	91	107	125	124	3,885
精神障害者保健福祉手帳3級	40	47	41	48	63	1,673
計	169	182	192	212	221	6,632

自立支援医療(精神通院)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度
受給者証	546	591	618	613	637	15,509

(4) その他の障害のある人

①発達障害児者

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

発達障害については、詳しい調査資料がないため、正確な人数は把握できていません。発達障害は、まだ、社会の中で十分に知られていない障害であるため、社会的理解の促進に努めていく必要があります。

■(参考) 発達障害児の把握数

区分	平成 28 年度 在籍者数等
未就学児(0～6歳) ※	134
市内小学校 (4校・在籍総数 2,631 人)	88
特別支援学級(情緒障害)	30
通級による指導	58
市内中学校 (4校・在籍総数 1,348 人)	11
特別支援学級(情緒障害)	11
通級による指導	0
計	233

※平成 28 年度地域保健計画書(平成 28 年 4 月～12 月実績)から、疑いのある未就学児を含む。

②指定難病・小児慢性特定疾病医療費受給者数

宮城県では、県が指定した疾患について医療給付を行っています。特定疾患等医療受給者数は増加傾向にあります。

■特定疾患等医療費受給者数

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定疾患医療費受給者数	262	272	298	345	376
小児慢性特定疾病医療費受給者数	43	44	48	48	56
合計	305	316	346	393	432

③高次脳機能障害者

高次脳機能障害は、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等を伴うものです。外見上はわかりにくいという特性があり、他の人から気づかれにくい障害です。

高次脳機能障害については詳しい調査資料がないため、正確な人数は把握できていません。これまで、障害の特性から生活上の困難さと制度とのずれにより本人が必要とする支援に結びつかないという状況があり、地域での支援体制の整備が求められています。

3. 障害福祉サービスの利用状況

岩沼市における訪問系サービス、日中活動系サービス等の平成27年度及び平成28年度の利用実績は以下のとおりです。

■訪問系、日中活動系サービス等の利用実績（利用量）

	単位	27年度 見込量 (第4期計画 計上値)	27年度 実績値 (H28.3月 利用分)	利用量の内訳		28年度 見込量 (第4期計画 計上値)	28年度 実績値 (H29.3月 利用分)	利用量の内訳	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	954	773	うち身体	384	990	898	うち身体	438
				うち知的	182			うち知的	192
				うち精神	195			うち精神	244
				うち児童	3			うち児童	24
				うち難病	9			うち難病	0
生活介護	人日分	1,029	1,149	うち身体	281	1,071	1,138	うち身体	276
				うち知的	845			うち知的	839
				うち精神	23			うち精神	23
				うち難病	0			うち難病	0
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	うち身体	0	0	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	109	109	うち身体	0	231	174	うち身体	0
				うち知的	27			うち知的	0
				うち精神	82			うち精神	174
				うち難病	0			うち難病	0
就労移行支援	人日分	150	263	うち身体	35	195	344	うち身体	42
				うち知的	53			うち知的	52
				うち精神	175			うち精神	250
				うち難病	0			うち難病	0
就労継続支援(A型)	人日分	160	217	うち身体	23	180	123	うち身体	0
				うち知的	18			うち知的	0
				うち精神	176			うち精神	123
				うち難病	0			うち難病	0
就労継続支援(B型)	人日分	1,501	1,603	うち身体	132	1,558	1,793	うち身体	127
				うち知的	1163			うち知的	1,145
				うち精神	308			うち精神	521
				うち難病	0			うち難病	0
短期入所(福祉型)	人日分	105	64	うち身体	6	110	81	うち身体	4
				うち知的	32			うち知的	55
				うち精神	14			うち精神	16
				うち児童	12			うち児童	6
				うち難病	0			うち難病	0
短期入所(医療型)	人日分	14	6	うち身体	6	14	4	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち児童	0			うち児童	4
				うち難病	0			うち難病	0

■訪問系、日中活動系サービス等の利用実績（実利用者数）

	単位	27年度 見込量 (第4期計画 計上値)	27年度 実績値 (H28.3月 利用分)	利用量の内訳		28年度 見込量 (第4期計画 計上値)	28年度 実績値 (H29.3月 利用分)	利用量の内訳	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	53	52	うち身体	19	55	54	うち身体	20
				うち知的	8			うち知的	10
				うち精神	23			うち精神	23
				うち児童	1			うち児童	1
				うち難病	1			うち難病	0
生活介護	人	49	52	うち身体	13	51	52	うち身体	13
				うち知的	38			うち知的	38
				うち精神	1			うち精神	1
				うち難病	0			うち難病	0
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	うち身体	0	0	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
自立訓練(生活訓練・宿泊型 自立訓練)	人	8	8	うち身体	0	11	5	うち身体	0
				うち知的	2			うち知的	0
				うち精神	6			うち精神	5
				うち難病	0			うち難病	0
就労移行支援	人	10	18	うち身体	2	13	18	うち身体	2
				うち知的	3			うち知的	3
				うち精神	13			うち精神	13
				うち難病	0			うち難病	0
就労継続支援(A型)	人	11	13	うち身体	1	9	6	うち身体	0
				うち知的	1			うち知的	0
				うち精神	11			うち精神	6
				うち難病	0			うち難病	0
就労継続支援(B型)	人	79	85	うち身体	6	82	101	うち身体	6
				うち知的	56			うち知的	57
				うち精神	23			うち精神	38
				うち難病	0			うち難病	0
療養介護	人	10	10	うち身体	4	10	10	うち身体	4
				うち知的	6			うち知的	6
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
短期入所(福祉型)	人	21	17	うち身体	2	22	24	うち身体	2
				うち知的	9			うち知的	18
				うち精神	1			うち精神	2
				うち児童	5			うち児童	2
				うち難病	0			うち難病	0
短期入所(医療型)	人	2	2	うち身体	2	2	1	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち児童	0			うち児童	1
				うち難病	0			うち難病	0

	単位	27年度 見込量 (第4期計画 計上値)	27年度 実績値 (H28.3月 利用分)	利用量の内訳		28年度 見込量 (第4期計画 計上値)	28年度 実績値 (H29.3月 利用分)	利用量の内訳	
共同生活援助	人	36	44	うち身体	1	37	46	うち身体	1
				うち知的	30			うち知的	30
				うち精神	13			うち精神	15
				うち難病	0			うち難病	0
施設入所支援	人	32	35	うち身体	10	32	35	うち身体	10
				うち知的	25			うち知的	25
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
計画相談支援	人	95	77	うち身体	13	99	96	うち身体	12
				うち知的	37			うち知的	44
				うち精神	27			うち精神	40
				うち難病	0			うち難病	0
地域相談支援 (地域移行支援)	人	0	1	うち身体	0	4	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	1			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	0	0	うち身体	0	4	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0

■障害児通所支援の利用実績（利用量）

サービスの種類	単位	27年度 見込量 (第4期計画 計上値)	27年度 実績値 (H28. 3月 利用分)	利用量の内訳		28年度 見込量 (第4期計画 計上値)	28年度 実績値 (H29. 3月 利用分)	利用量の内訳	
				うち身体	うち知的 うち精神 うち難病			うち身体	うち知的 うち精神 うち難病
児童発達支援	人日分	100	139	うち身体	29	110	117	うち身体	19
				うち知的	65			うち知的	56
				うち精神	45			うち精神	39
				うち難病	0			うち難病	3
放課後等デイサービス	人日分	756	733	うち身体	56	792	778	うち身体	55
				うち知的	582			うち知的	585
				うち精神	95			うち精神	138
				うち難病	0			うち難病	0
保育所等訪問支援	人日分	—	0	うち身体	0	—	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
医療型児童発達支援	人日分	—	0	うち身体	0	—	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0

■障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の利用実績（実利用者数）

サービスの種類	単位	27年度 見込量 (第4期計画 計上値)	27年度 実績値 (H28. 3月 利用分)	利用量の内訳		28年度 見込量 (第4期計画 計上値)	28年度 実績値 (H29. 3月 利用分)	利用量の内訳	
				うち身体	うち知的 うち精神 うち難病			うち身体	うち知的 うち精神 うち難病
児童発達支援	人	10	13	うち身体	3	11	13	うち身体	2
				うち知的	7			うち知的	6
				うち精神	3			うち精神	4
				うち難病	0			うち難病	1
放課後等デイサービス	人	84	63	うち身体	4	88	69	うち身体	4
				うち知的	51			うち知的	53
				うち精神	8			うち精神	12
				うち難病	0			うち難病	0
保育所等訪問支援	人	0	1	うち身体	0	—	0	うち身体	0
				うち知的	1			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
医療型児童発達支援	人	—	0	うち身体	0	—	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
福祉型児童入所支援	人	—	0	うち身体	0	—	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
医療型児童入所支援	人	—	0	うち身体	0	—	0	うち身体	0
				うち知的	0			うち知的	0
				うち精神	0			うち精神	0
				うち難病	0			うち難病	0
障害児相談支援	人	23	17	うち身体	0	24	21	うち身体	0
				うち知的	16			うち知的	17
				うち精神	1			うち精神	3
				うち難病	0			うち難病	1

■障害福祉サービス等種類別の支給決定者数（平成29年3月末）

（人）

サービスの種類	支給決定者数								
	児童	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	総計
訪問系サービス									
居宅介護	3		11	23	6	4	2	6	55
重度訪問介護					0	0	0	2	2
同行援護	0	0	2	2	1	2	0	0	7
行動援護	1				3	0	1	0	5
重度障害者等包括支援	0							0	0
日中活動系サービス									
生活介護		0	0	0	9	16	13	15	53
自立訓練(機能訓練)※		0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)※		0	2	5	0	0	0	0	7
宿泊型機能訓練 ※		0	1	4	0	0	0	0	5
就労移行支援 ※		0	3	15	0	0	0	0	18
就労継続支援(A型)※		1	3	4	0	0	0	0	8
就労継続支援(B型)※		1	20	48	16	20	0	0	105
短期入所	17		2	10	9	18	2	10	68
療養介護		0	0	0	0	0	0	10	10
居宅系サービス									
共同生活援助 ※	0	0	7	17	12	9	2	2	49
施設入所支援		0	0	0	3	12	10	10	35
支給決定者数(実数)									291

<児童福祉法に基づくサービス>

障害児通所支援									
児童発達支援	16								16
放課後等デイサービス	74								74
保育所等訪問指導	1								1
医療型児童発達支援	0								0
支給決定者数(実数)									90

※訓練等給付支給決定者の一部は、一次判定の区分に基づいて振り分けています。

■障害支援区分認定状況（平成29年3月末）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	総計
認定者数（人）	14	54	31	44	17	34	194

地域生活支援事業等の実績

サービスの種類等	区分	単位	27年度見込	27年度実績	28年度見込	28年度実績
相談支援事業	実施箇所数	箇所	3	3	3	3
自立支援協議会	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	件/年	4	1	4	0
	報酬扶助件数	件/年		1		1
意思疎通支援事業	実利用人数	人/年	15	30	16	21
	手話通訳者 実設置者数	人	1	1	1	1
日常生活用具給付事業	実利用件数 (以下内訳)	件/年	488	550	507	609
	介護・訓練 支援用具	件/年	1	2	1	0
	自立生活 支援用具	件/年	5	2	5	5
	在宅療養等 支援用具	件/年	7	5	7	10
	情報・意思疎通 支援用具	件/年	5	3	5	4
	排泄管理 支援用具	件/年	468	538	487	590
	住宅改修	件/年	2	0	2	0
移動支援事業	実利用人数	人/年	20	16	21	22
	延利用時間	時間	880	925	924	1,280
地域活動支援センター事業	市内実施数	箇所	1	1	1	1
	実利用人数 (市内)	人/年	23	21	24	27
	市外実施数	箇所				
	実利用人数 (市外)	人/年				
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	箇所	3	2	3	2
	実利用人数	人/年	2	2	2	2
日中一時支援事業	契約箇所数	箇所	9	9	9	6
	(うち利用箇所 数)	箇所		(3)		(4)
	実利用人数	人/年	17	15	18	14
障害者虐待防止対策事業	評価延件数 (訪問・事例検 討等)	件/年	-	380	-	321
更生訓練費給付事業	実施箇所数	箇所	-	0	-	0
	実利用人数	人/年	1	0	2	0

サービスの種類等	区分	単位	27年度見込	27年度実績	28年度見込	28年度実績
障害者職親委託事業	実施箇所数	箇所	1	0	1	0
	実利用人数	人/年	1	0	1	0
自動車運転免許取得費助成事業並び 身体障害者自動車改造費助成事業	実施箇所数	箇所	-	-	-	-
	実利用人数	人/年	2	0	2	2
(参考)						
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	受給者数	人	-	0	-	1
難聴児補聴器購入助成事業	延助成人数	人	-	1	-	1
特別障害者手当	受給者数	人	-	23	-	24
障害児福祉手当	受給者数	人	-	26	-	27
福祉タクシー利用助成事業	実施箇所数	箇所	14	16	14	18
	実利用人数	人/年	358	363	372	372
障害者自動車燃料費助成事業	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	680	637	707	633
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	実助成人数	人/年	-	25	-	22
精神障害者コミュニティサロン事業	実利用人数	人	-	17	-	15
精神障害者小規模作業所 「工房あすなろ」	実利用人数	人	-	9	-	9
知的障害者自立生活体験学習施設 「トレーニングホームたてした」	実利用人数	人/年	-	41	-	37

4. 就学、就労の状況等

(1) 保育所等における障害児数

岩沼市における保育所及び障害児通園施設の在籍児童数は以下のように なっています。

■保育所等における障害児数

(平成29年4月1日現在：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所	0	1	0	3	5	10	19
母子通園施設	0	1	2	2	2	1	8
計	0	2	2	5	7	11	27

(2) 特別支援学級・通級による指導状況

岩沼市内の小学校、中学校における特別支援学級在学者数と通級による指導の利用者は以下のとおりとなっています。

■特別支援学級・通級による指導の状況（市内小・中学校）

(平成29年5月1日現在：人)

小学校	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
特別支援学級	5	9	14	13	6	9	56
通級による指導	0	5	13	12	14	14	58

中学校	1学年	2学年	3学年	計
特別支援学級	8	11	7	26
通級による指導	0	0	0	0

■特別支援学級の障害別在籍者数

(平成29年5月1日現在：人)

区分	知的障害	情緒障害	病 弱	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	計
小学校	21	30	2	3	0	0	56
中学校	10	11	3	1	0	1	26

(3) 特別支援学校在籍者数

岩沼市における各種特別支援学校の在籍者数は以下のとおりです。

■特別支援学校在籍者数

(平成29年5月1日現在：人)

区分	小学校						中学校			計
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年	
知的障害	1	3	0	3	1	2	2	3	2	17
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
視覚障害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
計	2	3	1	3	1	2	3	5	2	22

(4) 障害者雇用の状況

「障害者の雇用の促進に関する法律」において法定雇用率は企業ごとに決められています。宮城県の障害者雇用の状況は以下のとおりとなっています。

■民間企業における障害者の雇用状況の推移(各年6月1日時点)

区分	年度	企業数	障害者数	実雇用率 (%)	法定雇用率達成企業割合 (%)
			雇用障害者数(※)		
宮城県	平成24年	1,164	3,975.5	1.63	46.4
	平成25年	1,339	4,461.5	1.71	43.0
	平成26年	1,364	4,596.5	1.74	45.7
	平成27年	1,392	4,830.5	1.79	46.6
	平成28年	1,411	5,173.0	1.88	50.0
全国	平成28年	89,359	474,374.0	1.92	48.8

■障害者職業紹介業務取扱い状況

区分	年度	有効求職者数	紹介件数	就職件数
宮城県	平成24年	3,923	5,633	1,434
	平成25年	3,801	6,212	1,617
	平成26年	3,918	7,102	1,584
	平成27年	3,759	6,734	1,656
	平成28年	3,936	6,479	1,616

5. アンケート調査結果

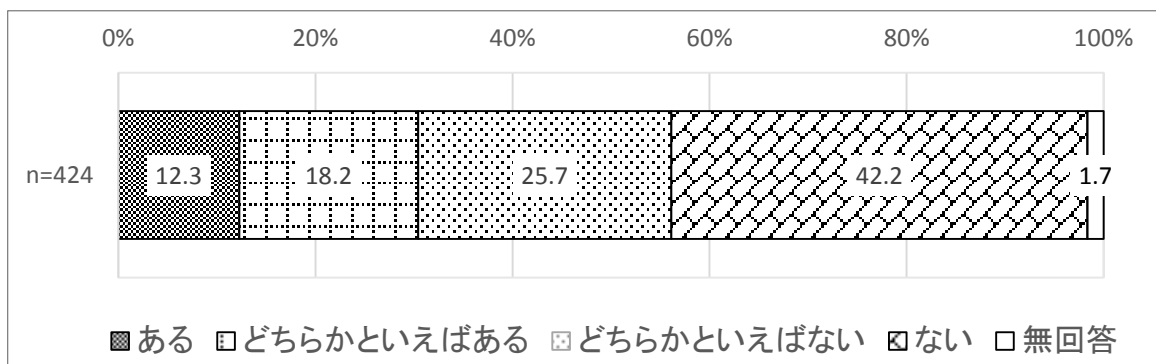
(1) 暮らしについて

- 現在、家族や親族と暮らしている方が8割と多くを占めていますが、約1割はひとり暮らしで、“60～64歳”では約2割のひとり暮らしの方がみられることから、今後、ひとり暮らしの増加に向けた対応が必要になってくると思われます。
- 現在ひとり暮らしをしている方が、このままひとり暮らしを望んでいるのは6割に留まっているため、家族や親族との暮らしや他の暮らしへの移行のための環境整備を検討していくことが考えられます。
- 日常の支援者については、50～59歳で「母親」との回答が3割以上で最も多くなっていることから、高齢者による支援についての対策が必要だと考えられます。

(2) 日々の生活の所感

- 障害者の生活への関心が薄い30～49歳では、障害について学ぶ機会も少なく、ピアサポートを進めていくには、中年層へのアプローチが課題になると思われます。
- 誰かとコミュニケーションを取れずに困った経験は、年齢が下がるにつれて割合が高くなっていますので、若年層へのサポートが重要です。
- 60～64歳では、周りの人が自分の意思を大切にしているとの思いが低く、孤独感を感じている割合も高くなっており、高齢期を迎える直前の世代へのサポートが今後重要になってくると思われます。

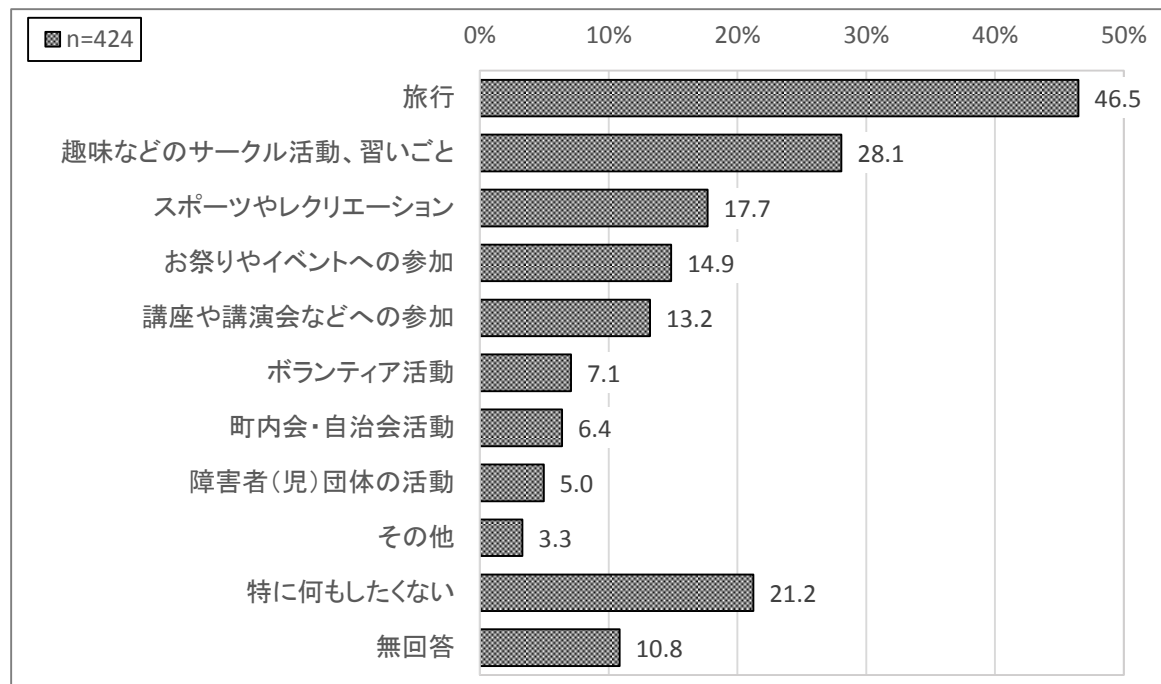
■孤独感（ひとりぼっちと感ずること）



(3) 日々の生活について

- 外出については、8割以上の方が週1回以上外出しています。外出の際に困ること、外出しない理由としてはバリアフリーに関するものが上位に挙げられています。
- 今後やってみたい活動としては「旅行」が半数以上となっていますが、「趣味などのサークル活動、習いごと」や「スポーツやレクリエーション」等近隣で可能な活動も上位に挙げられていますので、市内の施設やプログラムの充実が望まれます。
- また、39歳以下では「お祭りやイベントへの参加」が比較的多くなっていることから、広報や告知、会場でのサポートの充実が望まれます。
- 家族以外の人とほとんど交流しない人については、情報をどのように届けるかが課題となります。現在、サービスの利用方法がわからず必要なサービスが受けられていないとの回答が多く、相談支援事業所の認知度も低くなっていますが、利用意向は高くなっていますので、情報の伝達方法についての検討が課題となります。

■今後やってみたい活動



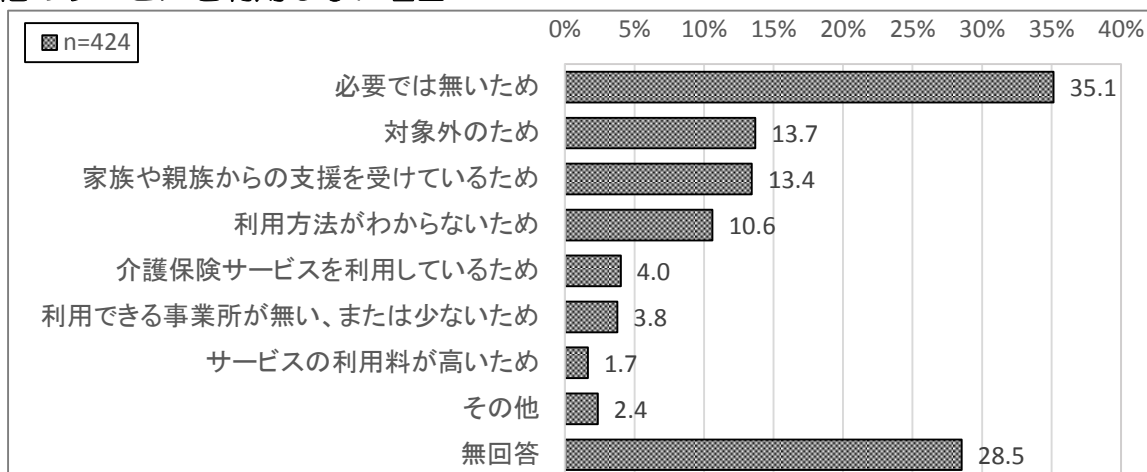
(4) 相談支援・情報提供について

- 心配事や悩み事で最も多かったのは「自分の病気や障害に関すること」で半数を占めていますが、40～49歳では「家族のこと」「経済的なこと」も半数以上を占めています。40～49歳では、他の障害者への関心も薄く、学習機会も少なくなっていますが、家族のことや経済的なこと等、考慮しなければならない要素が多い年代であることが伺えます。
- 相談できない心配事や悩み事については、50～59歳では「経済的なこと」が最も多く、60～64歳では「経済的なこと」「高齢になった時のこと（親なき後等）」「生活に関すること」が同割合で最も多く挙げられており、経済的な心配事が多くみられます。
- 福祉サービスに関する情報の入手先としては、「市の広報誌、チラシ」が最も多く挙げられています。情報伝達ツールとして、より充実した情報提供が求められます。
- また、利用している施設からの情報入手も多くなっているため、関連施設、スタッフへの情報伝達も重要な要素になってきます。
- 相談支援事業所の認知度は4割に留まっているため、より一層の広報活動が求められます。

(5) 障害福祉サービスについて

- 他のサービスを利用しない理由として、「利用方法がわからないため」が約1割となっていることから、より一層の広報活動が求められます。

■他のサービスを利用しない理由



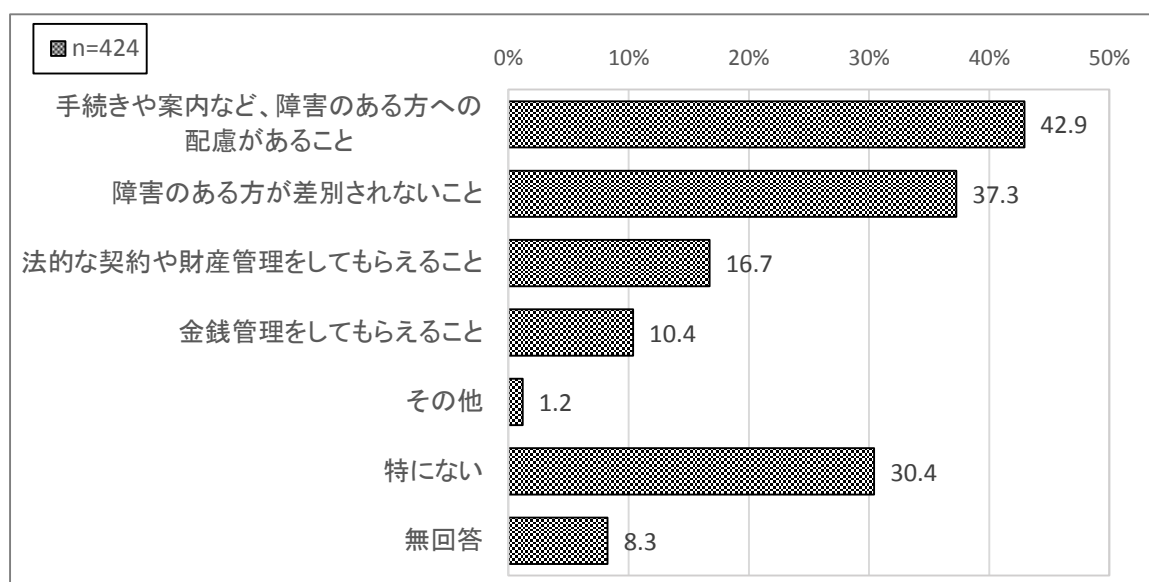
(6) 障害のある方のための取り組みについて

- 障害者に対する周りの関心や理解について、“ある”との回答が5割強に留まっているため、理解促進に向けた取り組みの充実が望まれます。
- 障害者を理解するために必要なこととしては、啓発活動と福祉教育が挙げられているため、様々な機会を通じての啓発・教育活動が求められます。
- 地域で生活を送るために重要だと思う取り組みとして、障害のある方の生活の関心度の向上が多くなっており、理解促進として「障害者との交流」も多く挙げられていることから、交流機会の増加も課題として考えられます。

(7) 権利擁護について

- 意思に反した支援の経験は少なくなっていますが、発達障害や高次脳機能障害等一般的に理解が少ないと考えられる障害では、意思に反した支援の経験がやや多くみられます。
- 権利擁護に必要なこととしては、手続き等での障害者への配慮が多く挙げられていることから、ユニバーサルデザイン等の環境整備の推進が求められます。

■権利を守るために必要なこと



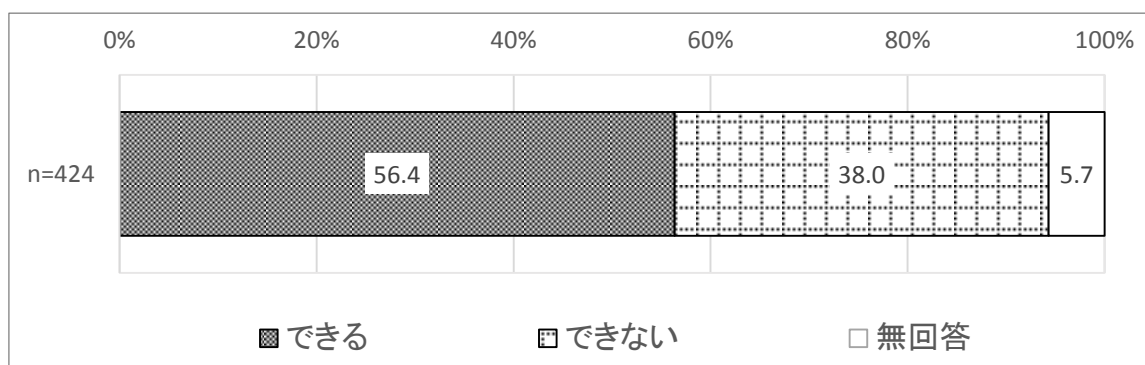
(8) 保健・医療サービスについて

- 障害や病気がわかる前にサービス・医療を受けられなかった方は、身体障害者手帳6級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級、自立支援医療に多く、また、その理由として「気づかなかった」「情報がなかった」が多く挙げられていることから、適切な情報提供と診察・診断が課題として考えられます。
- 現在、サービス・医療を受けられていない理由として「施設が近くにない」「同行してもらえない人がいない」「就労しているため時間がとれない」等が挙げられており、移動手段の確保や外出サポート等の検討が考えられます。

(9) 災害時の対応について

- 災害時にひとりで避難をすることができない方が4割近くになっていることから、避難時の対策が課題として挙げられます。ひとりで避難できない方で、避難を手伝ってくれる人がいない2割の方への対策が必要です。
- 災害時の不安としては、避難所での生活に対する不安が多くなっていますが、高次脳機能障害、発達障害、療育手帳所持者では避難時の不安が多く、避難時でのサポート対策が求められます。
- ヘルプカード（※1）については、所持者、認知度とも低いため、積極的な情報提供活動が必要だと思われます。

■ひとりで避難

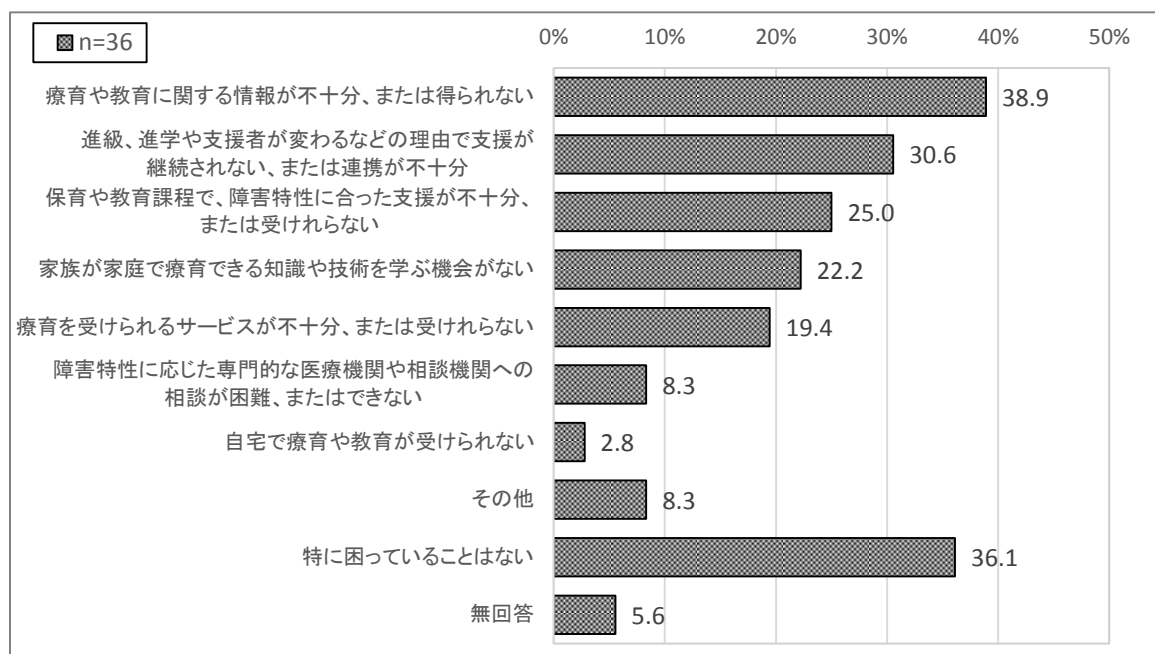


※1 ヘルプカード：必要な支援や苦手なことなどを記載し、緊急時や災害時、外出時の手助けが必要な時に提示して、支援依頼をしやすくするカード。財布やカードフォルダーで携帯することが可能で、市のホームページからダウンロードできる。

(10) 療育・教育について

- 療育や教育で困っていることとしては、情報不足、進級・進学時の支援がうまく継続されない、障害特性に合った支援になっていない、等が上位として挙げられています。関係者の情報共有と連携のあり方を検討していく必要があると考えられます。
- 生活する上で困っていることとしては、仕事と子どもの世話の両立に関することが多くなっているため、子育て援助活動支援事業での一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業との連携強化等を検討していくことが考えられます。

■療育や教育で困っていること




(11) 幸福度について

- 幸福度の平均が6.6ポイントであるのに対して、相談できない心配事や悩み事がある人では4ポイント台が多くみられることから、相談体制の充実が重要であり、相談しやすい環境・手段を検討していくことが望まれます。
- 幸福度の高い“自分の意思が理解されている”“自分の長所を生かせる場がある”という方はコミュニケーションが活発だと考えられるため、交流機会の増加、外出支援の充実、コミュニケーションサポートの充実等が今後の課題として考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標と展開
3. 施策の体系
4. 障害福祉計画の施策体系

1. 基本理念

岩沼市においては、いわぬま未来構想に基づく各種施策の推進、市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感することができる、「があふれる“健幸”先進都市 いわぬま」を目指したまちづくりを進めています。

また、平成 23 年度に「岩沼市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、基本理念として掲げた「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまちいわぬま」の実現のため、地域で自立して生活できるまち、自らの能力を發揮して自己実現ができるまち、快適で安心して暮らせるまちへの想いをしっかりと見つめ、障害福祉施策の推進に努めてきました。

この間に、国では障害者権利条約を批准し、国際的な協調の下で共生社会の実現に向けた取り組みを行っています。障害者権利条約では、「障害」で被る不利益を「医学的な要因によるもの」として捉えるのではなく、社会における様々な障壁によって生ずる「社会的障壁によるもの」として捉えており、国においても、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（※2）の向上と心のバリアフリーを推進しています。

さらに、岩沼市においても、保健・福祉分野の総合計画である岩沼市地域福祉計画が策定され、本計画も地域福祉計画の理念等に基づく個別計画と位置づけられました。

新しい「岩沼市障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）」は、これらの考え方を踏まえた上で、

1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる
2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる
3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

を基本目標とし、『障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって 自分らしく生きられる まち いわぬま』を目指し、施策の実現に努めてまいります。

なお、そのまちづくりは、地域共生社会の実現の一翼を担うものです。

**障害があっても 地域の中で役割や生きがいをもって
自分らしく生きられる まち いわぬま**

※2 アクセシビリティ：情報の入手のしやすさ、施設や機器の利用のしやすさ。年齢や身体障害等による利用の障壁を取り除き、障害等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、交通手段や施設等の利用、諸活動への参加ができること。

2. 基本目標と展開

《基本目標1》

自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

【基本方針】 障害があっても、分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

【基本施策】 1 総合的な障害福祉システムの構築

2 相互理解の推進

3 次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実

4 ユニバーサルデザインの推進

5 文化芸術、スポーツ活動の充実

6 障害者就労の総合的支援の推進

7 障害者の防災対策の推進

《基本目標2》

自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる

【基本方針】 障害があっても、人とのつながりの中で多様な能力を十分に活かし、自分らしく輝くことが生きがいとなるまちづくりを目指します。

【基本施策】 1 障害者を支える相談支援体制の充実

2 障害者を支える地域の福祉サービスの充実

3 障害者を支える人づくり

《基本目標3》

障害のある方の人権や権利をみんなで守る

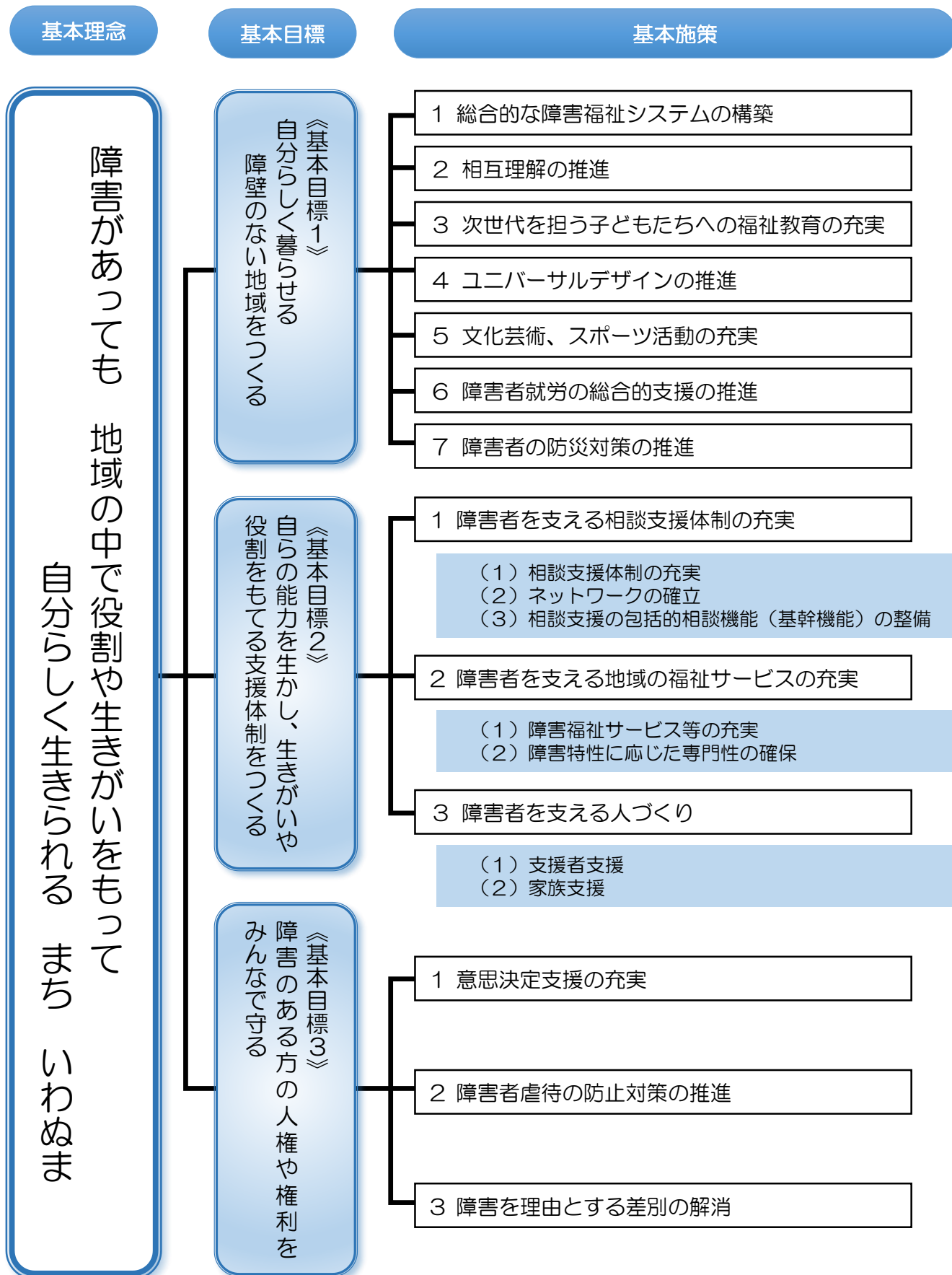
【基本方針】 障害があっても、人権を損なうことなく、障害者に配慮し、障害に基づくいかなる差別もなくし、みんなで権利を守ることを目指します。

【基本施策】 1 意思決定支援の充実

2 障害者虐待の防止対策の推進

3 障害を理由とする差別の解消

3. 施策の体系



4. 障害福祉計画の施策体系

障害福祉サービス	(1) 訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■居宅介護（ホームヘルプサービス） ■重度訪問介護 ■同行援護 ■行動援護 ■重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■生活介護 ■自立訓練（機能訓練） ■自立訓練（生活訓練） ■自立訓練（宿泊型自立訓練） ■就労移行支援 ■就労継続支援 ■就労定着支援 ■療養介護 ■短期入所（ショートステイ）
	(3) 居住支援・施設系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■自立生活援助 ■共同生活援助(グループホーム) ■施設入所支援
	(4) 相談支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■計画相談支援 ■地域移行支援 ■地域定着支援
障害児福祉サービス (障害児福祉計画)	(1) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ■児童発達支援 ■医療型児童発達支援 ■放課後等デイサービス ■保育所等訪問支援 ■障害児入所支援 ■障害児相談支援 ■居宅訪問型児童発達支援
	(2) 障害児子ども子育て支援等の地域資源の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所（園） ■認定こども園 ■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ■母子通園施設 ■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ■地域子育て支援拠点事業
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業 (11) 訪問入浴サービス事業 (12) 障害者職親委託事業 (13) 日中一時支援事業 	
地域生活支援促進事業	(1) 障害者虐待防止対策支援事業	
岩沼市独自事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 更生訓練費給付事業 (2) 障害者雇用奨励金交付事業 (3) 自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業 (4) 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業 (5) 精神障害者小規模作業所事業 (6) 精神障害者コミュニティサロン事業 	

第4章 施策・取り組みの総合的展開

基本目標1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

基本目標2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる
支援体制をつくる

基本目標3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

基本目標 1. 自分らしく暮らせる障壁のない地域をつくる

障害があっても、分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる地域の実現を目指します。

ともに生きる地域とするには、地域社会で「障害のあるなしにかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を目指さなくてはなりません。

障害者福祉についての意識調査では、障害者の生活への関心は7割を超え、障害について学ぶ機会も4割以上となっていますが、30～49歳という壮年期の方の関心が薄く、学ぶ機会も少なくなっていることから、誰もがわかりやすい啓発・広報活動を推進し、障害のある人と地域住民との交流機会を設け、福祉への理解と教育への関心を高めることが重要です。

自分らしく暮らせるまちとするためには、障害についての周囲の理解とともに、自立した生活ができる環境の整備が重要になってきます。就労はもとより、一般就労が困難な障害者の就労を促進するための日中活動の場の確保、地域生活への移行、地域生活の継続に必要な住まいの場と日中活動の場の整備に努める必要があります。

また、日常生活を潤いのあるものとし、孤独感や疎外感を抱かない人々を増やしていくために、ハード・ソフト両面について利用の障壁とならないようユニバーサルデザインに基づいた取り組みを推進するとともに、文化芸術・スポーツ等の取り組みを充実させていきます。

災害時への対策は、豊かな暮らしの基盤となるものです。災害時等の緊急時に対応が難しくなる社会的に弱い立場の人々への対策を整え、災害時の備えについて検討を重ねていきます。

1. 総合的な障害福祉システムの構築

「障害」は、身体・知的・精神というくくりだけでなく、各自の個性と同様に多様であり、社会との関係性の中で必要とされる支援も異なってきます。複合化するニーズに対応するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の様々な関係機関が連携を図り、総合的な障害福祉システムの構築に向けて取り組んでいきます。

また、地域生活支援拠点等を面的に整備し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に迅速に対応していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 自立支援協議会	障害のある人等への支援体制に関する地域課題を共有し、問題解決のための方策等について協議を行います。障害の特性に応じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	社会福祉課
複合的課題解決への縦割りを越えた連携体制の構築	高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへ対応できるよう、体制構築に向けた検討を行います。	社会福祉課
★ 地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」においても、地域での生活の維持を図るために地域生活支援拠点等を面的に整備し、障害のある人を取り巻く環境等に迅速に対応しながら、さらなる充実を図ります。	社会福祉課

注) 表中の「★」は、障害福祉計画との重複を表しています。(以下、同様です。)

2. 相互理解の推進

「障害」で被る不利益は「社会的障壁によるもの」という観点から、障壁の一つとなっている理解不足を解消していくために、相互理解への取り組みを進めていきます。

地域で生活するすべての人が、障害について理解し、互いを尊重できるように、より一層の情報提供と啓発活動に取り組んでいきます。また、多くの人々が福祉への理解や関心を高める方法や手段について検討し、多様な媒体を活用した啓発・広報活動の推進を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
情報発信・啓発活動	市広報、市のホームページを活用するとともに、啓発パンフレット等を作成し、障害や障害のある人について広く情報を発信します。「障害者週間」等における啓発活動により市民や地域の企業の理解を深めます。	社会福祉課
地域住民との交流機会の拡充	障害のある人と地域住民との交流の機会を拡充し相互の理解を促進するため、障害者団体や福祉団体等の取り組むスポーツ・文化・芸術活動やイベントの開催を支援し、地域住民の積極的な参加を促します。	社会福祉課
★ 理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において、精神障害や発達障害等目に見えない障害を含め、広く障害の特徴や障害のある人に対する理解を深める研修等を行います。	社会福祉課
障害者自主生産品販売における交流機会の拡充	地域住民との交流の機会を増やす一つとして、販売を通じた就労支援の場（*注）を新たに設置します。また、岩沼市等が行う様々なイベントにおいて、福祉サービス事業所等が作品や生産物等を販売できるよう支援します。	社会福祉課

（*注）市の指定管理者が管理運営。市内の福祉サービス事業所の生産物等を販売する。

3. 次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実

地域、学校等において、障害のある人とふれあう機会をもつことで、障害のある人に対する理解を深める継続的な福祉教育の推進に努めます。また、相互理解を深めるための活動を進めるとともに、障害の特性や必要な配慮に係る周知を行い、地域の理解と協力を求めていきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
小・中学校や保育所、放課後児童クラブ等での理解促進	小・中学校や保育所、放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごす交流の場において、相互理解を深めるための活動を一層促進します。	学校教育課 子ども福祉課
小・中学校における福祉教育の推進	小・中学校等において、障害者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習等による交流と共同学習の機会を設け、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育を推進します。	学校教育課
★ 理解促進研修・啓発事業（再掲）	障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において、精神障害や発達障害等目に見えない障害を含め、広く障害の特徴や障害のある人に対する理解を深める研修等を行います。	社会福祉課

4. ユニバーサルデザインの推進

障害者権利条約では、ユニバーサルデザインとは「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」とされています。

この『最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる』というユニバーサルデザインの考え方を基本に、バリアフリーのまちづくりを進め、ユニバーサルデザインのまちづくりへの理解を深めるための普及啓発活動に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
住まいのバリアフリー化の推進	障害のある人が安心して暮らせるために、障害のある人の住宅改修相談、住宅改修費給付等、バリアフリー改修工事に伴う減税等について、周知を進め、住まいのバリアフリー化を推進します。	社会福祉課 介護福祉課 税務課
ユニバーサルデザインによる設備の整備	これまで取り組んできた歩道の段差の解消について引き続き整備に努めます。また、身体障害者トイレへのさらなるオストメイト（※3）対応設備の設置について検討する等、ユニバーサルデザインによる設備の整備に引き続き努めます。	土木課 復興都市整備課
コミュニケーション支援の充実	聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段を確保するため、市受付窓口における手話通訳者等の設置に努め、手話通訳者、要約筆記通訳者等の派遣事業の充実を図ります。	社会福祉課
情報機器の普及とわかりやすい情報発信	視覚障害のある人が使用する音声コードをはじめとする障害のある人への情報機器の普及を図るとともに、情報通信技術の活用を検討します。ルビを振る、イラストを活用する等、表現方法を工夫した、わかりやすい情報の提供に取り組みます。	社会福祉課 さわやか市政推進課

★5. 文化芸術、スポーツ活動の充実

障害のある人が、文化芸術、スポーツ活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、人材の養成等も含めて、障害の有無にかかわらず、文化芸術、スポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組んでいきます。障害のある人の文化芸術活動に対する支援や芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討していきます。

また、生涯学習の観点から、市民図書館で障害のある人も利用できる資料の収集や読み聞かせの会等に参加できるよう、障害のある人に配慮した活動に取り組んでいきます。

※3 オストメイト：人工肛門、人工膀胱を持つ人。

取り組み	事業内容	事業主管課
文化芸術の推進・支援	<p>障害のある人が文化芸術活動に親しむことができるように、施設設備の整備を進めます。</p> <p>質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充するために、利用、鑑賞料金について特別料金を検討します。</p> <p>社会福祉協議会や特別支援学校、市内小中学校等と連携して、障害のある人の芸術作品展示会や交流会等の事業の実現に努めます。</p>	生涯学習課
障害者スポーツの推進・支援	<p>障害のある人がスポーツを楽しむことができるように、施設設備・運動用具の充実に努めます。</p> <p>障害のある人もない人も一緒になり、ふれあう活動を行うことができるように、スポーツ・レクリエーション教室やイベント等の事業の実現に努めます。</p>	スポーツ振興課
市民図書館での点字・録音図書への貸し出し等の充実	<p>市民図書館の蔵書に、点字図書や録音図書等の充実に図り、貸し出しを行います。</p> <p>絵本の読み聞かせの会等に参加できるように、未就学児童で障害のあるお子さんの保護者に対し、活動や取り組み等の周知に努めます。</p>	生涯学習課

6. 障害者就労の総合的支援の推進

ハローワーク、自立支援協議会、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、岩沼市社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、障害のある人の一般就労の受入先の確保、就労・生活面の一体的な就労支援を充実させ、一般就労への移行のしやすさと就労後も安心して生活できる支援を提供していきます。

障害のある人のそれぞれの特性に応じた福祉的就労、生活上の訓練等、求められる日中活動につなげるため、事業所との連携を深めるとともに、相談支援・生活支援の充実を図り、多様な活動の場、社会資源の確保に努めます。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 障害者の職場定着の推進	<p>民間企業へ各種助成制度の周知や活用を働きかけ、障害者雇用の拡大に努めます。また、障害のある人の雇用・定着を図る企業に対し、障害者雇用奨励金の支給を行い障害のある人の職場定着を推進します。</p>	社会福祉課
★ 福祉的就労から一般就労への移行促進	<p>自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。</p>	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
★ 更生訓練費給付事業	障害福祉サービスの決定を受けた生活保護受給者等に対し、更生訓練を実施する施設での訓練のための経費及び通所のための経費を給付することにより、社会復帰の促進を図ります。	社会福祉課
福祉的就労の場の活性化	福祉的就労の場の活動を活性化するため、魅力ある商品づくりや商品の販路拡大等、事業所における工賃引上げの取り組みについて支援します。また、福祉施設の受注拡大を進めるため、優先発注の促進を図ります。	社会福祉課
障害者雇用の促進	国や県、労働部局と連携して、障害者雇用の促進を図ります。	社会福祉課

7. 障害者の防災対策の推進

災害時等の緊急時には、障害のある人等介助等の支援を必要している人へ、被害・損害等が現れやすくなります。東日本大震災を教訓に、安否の確認、情報の伝達、避難の対応、避難所等での被災後の生活支援等、地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害のある人の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた防災対策・地域支援体制の構築を促進します。

取り組み	事業内容	事業主管課
地域ぐるみによる防災体制の構築	障害のある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むために、総合防災訓練や地域で実施する防災訓練への参加促進、防災研修での情報交換等を通して、障害のある人と地域とのコミュニティ形成を支援し、緊急時でも効果的な支援が行える体制を整備します。	防災課
情報伝達手段の確保と情報伝達体制の構築	障害の特性に応じた平時の情報提供について関係機関や団体と連携・協力するとともに、災害時に確実に情報伝達できる体制の構築に努めます。	防災課
災害時の協力体制の構築	災害時の生命維持にかかる物品の供給、電源等のライフラインの確保、医療ケアにかかる協力体制を構築に努めます。	社会福祉課
災害発生時の福祉避難所の開設	災害発生時に、一般避難所で対応困難な障害のある人等に対し、福祉避難所を開設します。	防災課 社会福祉課

基本目標2. 自らの能力を生かし、生きがいや役割をもてる支援体制をつくる

障害があっても、人とのつながりの中で多様な能力を十分に活かし、自分らしく輝くことが生きがいとなるまちづくりを目指します。

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていくためには、障害のある人やその家族の多様なニーズにきめ細かく対応することが必要です。このため、障害のある人が地域での自立と参加を目指す生活を基本に、障害の特性に応じたライフステージごとの仕組みづくりが求められています。その中核となる相談支援事業は、地域の実情に応じた相談や支援、情報提供ができるように、市町村事業として位置づけられています。障害のある人の抱える課題の整理や適切なサービス利用に向けた障害者ケアマネジメントが求められる中、地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善を行うサービス調整の仕組み、位置づけをどう考えるべきか等、相談支援体制づくりの検討とケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。

また、相談支援事業を軸としながら自立支援協議会を活用することで、新たな社会資源の活用とネットワーク形成の一層の充実を図ることが必要です。地域の実情にあわせ、関係機関との連携を密にすることで、求められる適切な障害福祉サービス等につなげる支援体制を強化しなければなりません。

さらに、障害のある人と支える人たちがともに生きがいをもって暮らせる地域社会にしていくには、身近で支える家族や支援者を支援していくことも重要です。障害のある人を支える支援者もいきいきと暮らせるような地域社会を構築していくため、支援者への支援にも積極的に取り組み、心身ともに負担を軽減し、暮らしを豊かにする地域づくりに取り組んでいきます。

1. 障害者を支える相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

「障害」は、各自の個性と同様に多様であり、支援のあり方も個々それぞれに異なるため、障害のある人やその家族には、信頼できる相談先の確保が重要な課題となります。相談内容は日常生活全般にわたるため、市ではライフステージや障害特性に応じた総合的な相談をコーディネートできるよう、各専門機関と連携し、総合的な相談体制の整備を図ります。

また、気軽に相談してもらうために、相談窓口の充実に努め、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても積極的な情報提供を行っていきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
総合的な相談支援 コーディネート	様々な問題を抱える障害児者やその世帯に対して、各種専門相談機関と連携する等、総合的に支援できる相談支援体制の構築についての検討を行います。	社会福祉課
基本相談支援の充実	障害のある人や福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。	社会福祉課
計画相談支援の充実	障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整等を行います。	社会福祉課
相談窓口の周知	各種手続きの際に相談支援事業所について情報提供するほか、市広報、市のホームページ、FMラジオ等での積極的な周知を図ります。 また、障害種別に応じた専門機関や関係機関の相談窓口についても周知に努めます。	社会福祉課 さわやか市政推進課

(2) ネットワークの確立

乳幼児期から成人期、高齢期までの各ライフステージに対応した、地域の一貫した支援体制を構築するため、保健、福祉、教育の市担当部局相互の緊密な連携を図るとともに、特別支援連携協議会や自立支援協議会でのネットワーク会議の開催により、地域全体の相談支援の対応力向上を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
★ ネットワーク会議の開催	自立支援協議会において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関とともに学び、地域課題について情報交換できる場として、また、支援者どうしの顔の見える関係作りの場として、ネットワーク会議を開催することで地域全体の相談支援の対応力向上を図ります。	社会福祉課
★ 特別支援連携協議会による各部局の連携強化	特別支援連携協議会において、障害のある幼児・児童・生徒に対する切れ目のない支援を提供する体制構築のため、保健、保育、教育、障害等の各部局の連携強化を図ります。	学校教育課

★（３）相談支援の包括的相談機能（基幹機能）の整備

障害のある人の増加、ライフスタイルの多様化によるニーズの多様化等、相談件数や複合化案件の増加が見込まれることから、自立支援協議会の運営を中心として、人材育成、地域アセスメント等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討し、地域の実情に配慮したきめ細かな相談体制づくりに努めます。

取り組み	事業内容	事業主管課
相談員等の人材育成	相談員等の質の向上を図るため、研修の機会や情報交換の場等を確保し、スキルアップに努めます。	社会福祉課
地域アセスメントと情報の共有	地域の概況、社会資源、住民ニーズ等の地域の状況を把握し、分析していくことで地域の課題やニーズを明確にし、関係者と情報を共有していきます。	社会福祉課
自立支援協議会の運営	地域生活支援体制や相談支援の評価及び検討、地域課題に応じた専門部会や作業部会、プロジェクト等の協議会運営を行います。	社会福祉課
基幹相談支援体制の構築	地域の相談支援の拠点として、人材育成、地域アセスメント、自立支援協議会の運営等を行い、包括的な相談支援体制を構築します。	社会福祉課

2. 障害者を支える地域の福祉サービスの充実

★（1）障害福祉サービス等の充実

障害があっても、地域の中で役割や生きがいをもって自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、障害のある人とその家族が必要とするサービスを選択して利用できるように、提供基盤の充実を図ります。また、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。

障害福祉サービスは、障害のある人の日常生活を支援し、自立した生活をサポートしていくためのものです。地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で支援していくためのもので、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

障害のある人や児童が必要とするサービスは、社会の生活スタイルの変化によって内容も変わってくるため、今後もニーズを適確に把握し、支援のあり方についての検討を継続していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
障害福祉サービスの給付	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護、訓練等給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の地域生活支援事業の充実に取り組みます。	社会福祉課
自立支援医療費給付	障害のある人の日常生活の向上のため、障害を軽くし、身体機能を回復させるための自立支援医療費給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
補装具費の給付	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、日常生活をしやすくするため、必要な補装具費給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課
障害児に対するサービスの給付	障害児が障害特性に応じた療育が行えるよう、児童福祉法に基づく障害児通所支援等給付を行うとともに、適正な給付の実施に努めます。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
障害者に対するサービス提供体制の確保	障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、障害のある人やその家族等のニーズを把握し、自立支援協議会において必要なサービスと提供できる体制について検討を行いながら、体制の確保に努めます。	社会福祉課
障害児に対するサービス提供体制の確保	障害児が地域で安心した生活ができるよう、障害児やその家族等のニーズを把握し、保育所、放課後児童クラブ等において必要なサービス提供ができる体制の確保に努めます。 また、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援事業等が提供できる体制の確保に努めます。	社会福祉課
市独自のサービスの給付	福祉タクシー利用助成や燃料費助成、精神障害者コミュニティサロン等、社会参加の促進や自立を促す市独自のサービス提供により、障害のある人に対する制度の充実に努めます。	社会福祉課

★（２）障害特性に応じた専門性の確保

障害は個性と同じように人それぞれに異なっており、支援のあり方も人によって異なります。「障害」とは、幅広い概念であり、身体障害や知的障害、精神障害等の中にも細かく障害は分かれており、これらの障害のケアマネジメントには専門性が必要とされます。また、複数の障害がある人も多く、重複障害に対応していくためには、各専門家と関係各機関の連携が重要になります。さらに、ライフステージによっても支援のあり方が異なってくることから、様々な専門家と各関係機関が情報を共有し、包括的な支援を受けられる体制の整備に取り組んでいきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	自立支援協議会において、精神障害の特性に応じた支援のあり方を協議し、保健・医療・福祉関係者の連携体制を強化できる場を設けます。 また、協議した内容が地域包括ケアシステムの中で反映され、地域福祉施策として取り組める体制の構築に努めます。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
発達障害に対応した支援体制の構築	発達障害に対する理解を深め、発達障害児(者)が地域において安心して生活できるよう、医療機関や、発達障害者支援センター等の関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。また、保健、保育、教育、障害等の各部局の連携強化を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。	社会福祉課 子ども福祉課 健康増進課
難病患者への福祉サービス等の情報提供	難病患者に対して関係機関と連携し、福祉サービス等の情報提供を行います。また、難病に対する正しい知識の普及を図ります。	社会福祉課
医療的ケアに対応した支援体制の検討	自立支援協議会において、医療的ケアが必要な障害児(者)に対するサービス提供体制、関係機関との連携体制、継続的に一貫した療育・訓練・支援を提供できる総合的な支援体制について、協議する場を設けます。	社会福祉課
保健医療との連携強化及び体制の充実	保健・医療サービスの充実を図り、疾病や障害を早期に発見し、適切な医療につなぎ、障害の重症化予防、軽減に努めます。また、障害のある人が身近な地域で適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や保健所等と連携強化に努めます。	社会福祉課 健康増進課

3. 障害者を支える人づくり

(1) 支援者支援

支援者に対する支援は、安定した支援を継続していくためにも重要な取り組みであり、障害のある人を支える基本として、支援者支援の体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

また支援の輪を広げ、地域全体でのサポートを可能とするよう、自発的活動支援事業を推進し、地域住民の参画を図ります。

取り組み	事業内容	事業主管課
支援者支援の体制構築	自立支援協議会において、支援者が継続して従事していくために、研修の機会や情報交換の場等支援者支援の体制構築について検討します。	社会福祉課
★ 自発的活動支援事業	地域住民を対象に、障害を理解し支援するボランティアの養成等を行います。	社会福祉課

(2) 家族支援

障害のある人を身近で支える家族が、障害のある人と同じようにいきいきと暮らせるように、支援のあり方や悩みについての情報交換ができる場を設け、人々との交流を通じて家族を支えていく取り組みを行っていきます。

また、介護の負担軽減のために、一時的に介護を代理するレスパイト支援や一時預かり保育等を充実させる等、家族を支える取り組みを推進していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
家族が支援を学ぶ機会の提供	自発的活動支援事業・母子通園施設等にて家族が支援を学ぶ機会を提供していきます。	社会福祉課 子ども福祉課
家族の情報交換の場の確保	ピアサポートとして、家族や当事者が出会い、ともに学び支えあう場として、自発的活動支援事業においてサロン活動を行います。	社会福祉課
障害者団体等の活動支援	障害のある人だけでなく、家族がいきいきと生活できるよう、情報交換や分かち合い、さらには啓発活動等の障害者団体活動を支援します。	社会福祉課
家族のレスパイト支援	介護者の介護負担の軽減のため、日中一時支援、短期入所等の提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
障害児保育・学童保育の充実	家族の就労、介護時等で保育を必要とする場合、保育所や放課後児童クラブにおいて発達障害等軽度の障害がある乳幼児及び児童を受け入れられるよう、事業の充実に取り組みます。	子ども福祉課

基本目標3. 障害のある方の人権や権利をみんなで守る

障害があっても、人権を損なうことなく、障害者に配慮し、障害に基づきいかなる差別もなくし、みんなで権利を守ることを目指します。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、学校等での福祉教育の推進、企業や諸団体に向けた啓発活動等を行っていきます。

また、障害のある人の人権にも配慮し、日常生活の中で何気なく行われている人権の侵害や差別的行為について、多くの市民に知っていただくために、幅広い広報・啓発活動を実施し、障害のある人の権利が守られる地域社会を目指した取り組みを行っていきます。虐待については、閉塞した場で行われることが多いことから、事業者等へ注意を促がし、虐待について学ぶ機会を提供するとともに、虐待が発生した場合の迅速な対応に向けた体制の構築を図っていきます。

さらに、消費者犯罪等による犯罪被害の防止も重要です。消費活動における犯罪は、年々巧妙さを増しており、消費者の弱い部分を狙った犯罪が増えています。関係機関からの情報収集をはじめとして、啓発活動による犯罪被害の防止に努めるとともに、被害者の相談窓口の整備も検討していきます。

1. 意思決定支援の充実

民生委員・児童委員、自立支援協議会、相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や財産管理の支援に関する積極的な相談活動に努め、人権に配慮した権利擁護の取り組みを推進します。支援にあたっては、障害のある人の意思や意向を尊重できるよう、決め細やかな情報提供等を行うほか、意思決定支援の必要性について関係機関への周知に努めます。

また、成年後見制度の利用促進、犯罪被害の防止に向けた地域の関係機関との連携協力体制を構築します。

取り組み	事業内容	事業主管課
相談支援事業	計画相談や基本相談において、きめ細やかな情報の提供や、決定を下支えする十分な体験・経験に基づき、障害のある人本人が意思や意向を選択あるいは決定できる支援を行います。	社会福祉課
日常的な金銭管理や財産管理の支援	障害により判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理や財産管理の支援、相談について関係機関と連携に努め、制度等の利用促進を図ります。	社会福祉課
★ 成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度を利用するための必要な支援を行います。また、低所得者に対して、申し立ての費用や成年後見人に対する報酬助成を行います。あわせて、成年後見制度利用促進に向け、研修会や市広報を通じた普及啓発に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
消費者としての保護と防犯活動	障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめとする地域の関係機関と連携し、防犯活動を展開します。また消費者としての障害のある人を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知する等啓発活動に努めます。	生活環境課 商工観光課

★ 2. 障害者虐待の防止対策の推進

障害のある人への虐待を防止するため、市民への普及啓発を努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。

また、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止のため、事業所等への研修を行い、関係機関との支援・協力体制を整備します。

取り組み	事業内容	事業主管課
虐待防止に関する周知、啓発	障害のある人への虐待を防止するため、市広報、市のホームページや、パンフレット等により、市民への普及啓発を努めるとともに、通報窓口の周知を図ります。	社会福祉課
事業所等への権利擁護研修	障害者虐待防止の基礎知識や障害のある人の権利擁護に関する意識啓発、具体的な虐待防止の体制づくりや取り組み等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と、権利擁護制度を学ぶ機会の提供に努めます。	社会福祉課
虐待防止のための協力体制の整備	障害のある人への虐待を防止するため、地域の関係機関との支援・協力体制を整備します。	社会福祉課
障害者虐待の防止（虐待防止センター）	関係機関と連携し、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合における障害のある人の保護等、迅速かつ適切な対応に努めます。	社会福祉課

取り組み	事業内容	事業主管課
緊急時の受入体制の整備	虐待を受けた障害のある人に対し、一時避難のため、市内の福祉サービス事業所において居室を継続して確保します。	社会福祉課

★3. 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。差別は無意識に行われていることもあり、差別について理解することも、差別の解消には重要です。そのため、合理的配慮や不当な差別について周知を図り、市をはじめとして各関係機関と連携して、差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

取り組み	事業内容	事業主管課
差別解消法の周知、啓発	障害を理由とする差別の解消のため、合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等、差別解消法について周知、啓発に努めます。	社会福祉課
行政職員への啓発、合理的配慮の提供	すべての職員に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、意識啓発を行うとともに、市の事業、施設等において、合理的配慮の提供を行います。	政策企画課
差別解消の推進	自立支援協議会において、障害を理由とする差別の解消における協議を行うことで、差別の解消を推進します。	社会福祉課

第5章 障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む)

1. 平成32年度の目標値の設定
2. 障害福祉サービス
3. 障害児福祉サービス
4. 地域生活支援事業
5. 地域生活支援促進事業
6. 岩沼市独自事業(その他の事業)

1. 平成 32 年度の目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国及び県は、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値としては、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活に移行することを目指しており、平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを、数値目標設定の基本指針としています。ただし、平成 29 年度末において、平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を加えることとしています。

本市では、施設に入所している障害者が自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行できるよう支援するとともに、グループホーム等の整備を促進し、地域生活への移行を推進します。

地域生活への移行を進める観点から、現在、施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

なお、児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させる施設を除いて設定します。

(目標値)

平成 28 年度末時点の入所者 35 人のうち 3 人が、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する一方、新たに施設へ入所する人を 2 人と見込み、差し引き、1 人を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	35 人	平成 29 年 3 月 31 日入所者数
地域生活移行目標数	3 人	入所施設からグループホーム等への地域移行見込者数
	(9.0%)	
削減目標数	1 人	平成 32 年度末段階での削減見込者数 (平成 32 年度末の利用人員=34 人)
	(2.9%)	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

国の基本指針では、平成 32 年度末までにすべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、新たに平成 32 年度末における成果目標の設定を次のとおりとします。

また、宮城県から、精神科病院長期入院者の地域移行に伴う基盤整備量（利用人数）について情報提供があり、岩沼市では平成 32 年度末で、65 歳未満 5 人、65 歳以上 7 人が見込まれています。精神科病院長期入院者の地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

(目標値)

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場	平成 32 年度末までに、市内に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

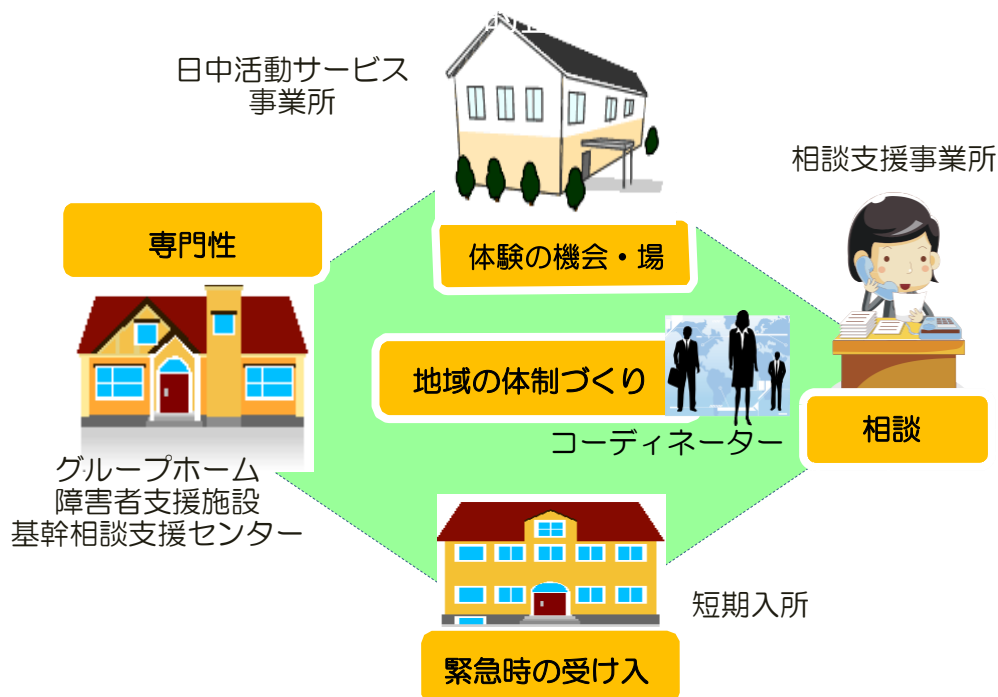
地域生活支援拠点等の整備では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

前期の国の基本指針では、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくと

も一つを整備することを基本としており、本市でも平成 29 年度には面的に整備しました。今後はさらなる充実を図ります。

■面的整備型のイメージ

(「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議 (平成 28 年 12 月)」資料より)



地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針において、福祉施設から一般就労に移行する人を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることとされています。

この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが示されています。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、

目標値の設定にあたっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

本市では、自立支援協議会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。また、市等の地方公共団体等での、福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、庁内における業務の掘り起こしを行い、発注が可能な業務の委託に向けた働きかけや、施設が受注可能な業務の紹介を行うことにより、福祉的就労の活動の活性化に努めるとともに、事業所における魅力ある商品づくりや商品の販路拡大等、工賃向上の取り組みについて支援します。

(目標値)

福祉施設から一般就労に移行する人の人数、就労移行支援事業利用者数や就労移行率が3割以上の就労移行支援事業の事業所数については、国の基本指針に基づき設定します。

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	8人 (1.6倍)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	18人	平成28年度末段階での利用者数
【目標値】 平成32年度末における就労移行支援利用者数	22人 (122%)	平成32年度末段階での利用見込数
平成32年度末の市内就労移行支援事業利用事業所数	2事業所	平成32年度末段階での利用見込数
(うち)就労移行率が3割以上の事業所	1事業所 (50%)	平成32年度末段階での見込数
職場定着率	80%	平成32年度目標値

(5) 障害児支援体制の整備等

国の基本指針においては、平成 32 年度末までに、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置し、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、平成 32 年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

(目標値)

国の基本指針では、下記の項目において、単独市だけでなく、複数の自治体による圏域での設置も可能としています。本市では、設置目標を次のとおりとします。

項目	目標
児童発達支援センター	近隣市町での設置も視野に整備 平成 32 年度末時点での設置目標数 1
保育所等訪問支援（利用可能事業所）	近隣市町での設置も視野に整備 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	市単独で整備 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	市単独で整備 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成 30 年度に市単独で設置

2. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害児・者にホームヘルパーを派遣し、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

対象者については、次のとおりです。

○障害支援区分が区分4以上で、二肢以上麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

○障害支援区分が区分4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

■同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

■行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害児・者又は統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者は、障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の調査項目のうち行動関

連項目の合計点数が 10 点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）の人です。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。対象者については、次のとおりです。

- 障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者あるいは最重度知的障害者の人
- 障害支援区分が区分6（障害児にあってはこれに相当する支援の度合い）で、かつ、意思疎通が困難な人のうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）等の合計点数が10点以上である人

訪問系サービスの5つのサービスを一体として目標設定します。平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (時間/月)	898	943	987	990	990
実利用人数 (人/月)	54	57	60	60	60

【見込量確保のための方策】

ヘルパーの人員不足やヘルパーの担い手（若者）不足が問題となっています。そのため、インフォーマルサービス（※4）の活用も視野に入れ、社会福祉協議会やボランティア等との情報共有、意見交換を行い人員不足への対応を図ります。

また、事業所に行動特性や障害の理解、障害者とのふれあいの場の提供、出前研修等を行うことで質及び量の確保に努めていきます。

（2）日中活動系サービス

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。対象者については、次のとおりです。

○常に介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は、区分4）以上の人

○常に介護を必要とする人で、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人

平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

なお、生活介護は、市内に身体障害者対応の通所先がないため、必要なサービスが提供できるように、供給量の確保に努めます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	1,138	1,177	1,210	1,215	1,215
実利用人数 (人/月)	52	54	56	56	56

※4 インフォーマルサービス：国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉サービスのことをフォーマルサービスというのに対して、家族、近隣住民、NPO法人やボランティアなどが行う非公式な援助を、インフォーマルサービスという。

■ 自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体障害者等に対して、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

■ 自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、知的障害者や精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 量 (人日/月)	174	199	223	219	216
実利用人数 (人/月)	5	6	7	7	7

■ 自立訓練（宿泊型自立訓練）

知的障害又は精神障害者について、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者です。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/月)	5	4	5	5	5

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 32 年度末の成果目標と平成 29 年度見込から、利用者数及び量の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 量 (人日/月)	344	373	401	420	420
実利用人数 (人/月)	18	20	21	22	22

■就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づいて労働の機会が提供され、就労に必要な知識や能力の向上が図られ、一般就労に向けた支援が提供されます。B型は、雇用契約は結ばずに、就労の機会が提供されます。

A型については、平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

B型については、平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

<A型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	123	136	148	146	144
実利用人数 (人/月)	6	7	8	8	8

<B型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	1,793	1,794	1,881	1,968	2,108
実利用人数 (人/月)	101	102	107	112	120

■就労定着支援（☆新しいサービス）

平成30年度より新たに創設される就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)			4	6	8

■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

対象者については、次のとおりです。

○病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人

○筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人の療養介護は、対象者が限られることから、平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	10	11	11	11	11

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

なお、緊急時の受け入れ体制の整備が求められていることや、施設や病院からの地域移行等に伴う需要が見込まれるため、緊急短期入所を一床確保しました。今後もニーズに応じた供給量を充足するため確保に努めます。

<福祉型>

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	81	87	92	97	102
実利用人数 (人/月)	24	25	26	27	28

＜医療型＞

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	4	12	12	12	12
実利用人数 (人/月)	1	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

就労継続支援B型については、市内でのサービス提供ができるように検討を進めますが、雇用契約に基づき就労の機会が提供されるA型については、近隣市町での整備が進んできていることもあり、圏域での供給という視点で供給量の確保に努めます。

なお、短期入所は、事業所及び関係機関と連携を図り、圏域も含めた供給量の確保に努めます。

(3) 居住支援・施設系サービス

■ 自立生活援助（☆新しいサービス）

平成30年度より新たに創設される自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方等に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)			39	37	35

■共同生活援助(グループホーム)

グループホームでは、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、ひとり暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/月)	46	47	50	52	54

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。対象者については、下記のとおりです。

- 生活介護を受けている障害支援区分が区分4（50 歳以上の場合は、区分3）以上の人
- 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という）を受けている人のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は通所によって訓練等を受けることが困難な人
- 生活介護を受けていて障害支援区分が区分4（50 歳以上の場合は障害支援区分が区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
- 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	35	34	34	34	34

【見込量確保のための方策】

居住支援・施設系サービスは、地域生活の継続に必要な支援であることから、日中活動の場とあわせて供給量の確保に努めます。グループホーム等については、平成30年度以降も継続して供給量が確保できるよう関係機関等へ働きかけ、整備促進を図るとともに、新たに事業を実施する社会福祉法人等へ国、県の補助制度等を活用しながら、円滑に事業を開始できるように支援を行います。

(4) 相談支援サービス

■計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者等に対し、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

平成28年度までの利用実績及び障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	96	97	98	98	98

■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住まいの場の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。平成30年度から2人の利用を見込んでいます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	0	1	2	2	2

■地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、障害者と常時の連絡体制を確保し、地域定着に向け支援します。障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談に応じることや駆けつけられる体制も整えることで対応します。

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。平成30年度から2人の利用を見込んでいます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	0	0	2	2	2

【見込量確保のための方策】

計画相談員の増員、相談員の質の向上等に向けて、相談支援事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。さらに新規参入を促す等の働きかけを行う等、提供体制の整備に努めます。また、医療機関との連携が重要であることから、医療機関を含め関係機関との連携を強化していきます。

3. 障害児福祉サービス

(1) 障害児支援に関する基本的な考え方

■子ども・子育て支援制度と障害児支援

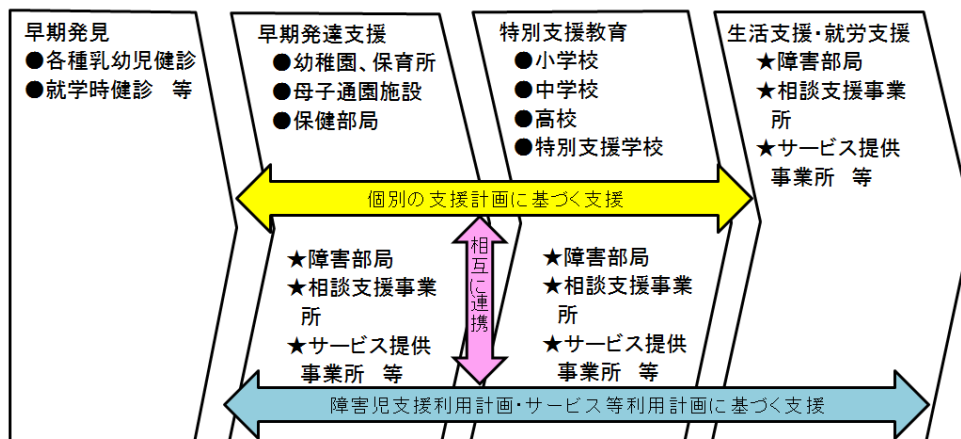
平成 27 年4月に始まった「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた子育て支援事業の提供対策等とあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本市では、障害児やその家族の状況に応じて必要な子育て支援事業のサービス提供が受けられ、子どもが地域の一員として「最善の利益」を実現できるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障害児施策の体系的な推進に取り組みます。

■切れ目のない支援体制の構築

障害のある児童や障害が疑われる児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、本人とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市では、保健部局、保育部局、教育部局と障害部局が連携し、岩沼市特別支援連携協議会等の中で、児童に対する切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。



(2) 障害児支援

■児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な 1 人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 量 (人日/月)	117	117	116	116	116
実利用人数 (人/月)	13	13	13	13	13

■医療型児童発達支援

療育の必要があると認められた障害のある未就学児に対して、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態に応じ治療も行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込においても利用実績がありませんでした。当面において利用はないものと見込みます。

■放課後等デイサービス

療育の必要があると認められた障害のある就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進のための支援を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な 1 人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	778	783	805	822	840
実利用人数 (人/月)	69	69	70	70	70

■保育所等訪問支援

療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等（保育所・幼稚園・小学校、特別支援教室、放課後子ども教室等）において実施するものです。

平成29年度の利用実績見込においては利用実績がありませんでしたが、平成32年度末時点での利用可能事業所の確保に向けて取り組んでいきます。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利 用 量 (人日/月)	0	0	1	1	1
実利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1

■障害児入所支援

障害児入所支援については、宮城県で支給決定等の事務を行うことから目標値の設定は、行わないものとします。

■障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、モニタリング等を行い、ケアマネジメントによる課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

平成28年度までの利用実績及び障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/月)	21	24	24	24	24

■居宅訪問型児童発達支援（☆新しいサービス）

重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを今後検討していきます。

【見込量確保のための方策】

障害児向けのサービスは、概ね充足してきているものの各障害児の利用の動向等を踏まえながら安定した供給量の確保に努めます。また、保育所等訪問支援や重症心身障害児を支援する体制の整備については、平成32年度末の利用を目標に取り組んでいきます。

また、障害特性に応じた質の高いサービスが提供されるよう各事業所へ研修や講習会等への参加の働きかけ、各種情報の提供を行います。

（3）障害児子ども子育て支援等の地域資源の提供体制の整備

国の基本指針では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行うとされています。

市では、これまでの実績をもとに、人口動向を勘案した上で、以下のように見込量を推計しました。これらの見込量を確保できるよう、各施設・事業での供給体制を整えていきます。

■保育所（園）

保護者が就労していたり、病気等のために、家庭で保育ができないとき、保育所（園）において乳幼児の保育を行います。

【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

■認定こども園

保育所（園）と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。（平成30年4月開設予定）

【今後の方向性】

保育士の加配の促進や、保育士の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により留守家庭になる小学生の心身の健全な育成を図るため、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童支援員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育にあたります。

【今後の方向性】

放課後児童支援員の加配や、放課後児童支援員の専門性を高める人材育成を進める等、障害児保育のニーズに応えられるよう努めます。

■母子通園施設

心身に障害をもつ子どもたちに療育事業や親支援を行い、子どもたちの発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。

【今後の方向性】

障害のある子どもたちが活動しやすい環境づくりを行うとともに、保護者の抱える不安や負担軽減に努めます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

今後も相互援助活動が円滑に実施できるように支援します。

■地域子育て支援拠点事業

「ひろば型」と「センター型」の2種類の地域子育て支援拠点施設において、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、親子どうしの交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業です。

【今後の方向性】

保育士等の専門職を配置し、子育てに関する相談支援を行うとともに、必要に応じ、障害に関する専門機関へのつなぎを行います。

種別	障害児の利用実績 (平成29年度については実績見込)		定量的な目標（障害児の利用見込み）（人）		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所（園）	10	12	13	13	14
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	10	10	10	10	10
母子通園施設	12	14	14	14	14
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	0	1	1	1	1

4. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域、小学校や中学校において障害や障害者等に対する理解を深める研修等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族や地域住民等によるピアサポート活動やボランティア活動等の自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

■障害者相談支援事業

障害者及びその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

生活上の様々な課題に対し、きめ細やかな支援ができるように相談支援事業所の質の向上に努めるとともに、ホームページや障害者手帳の新規交付時等において、障害福祉サービスや相談支援事業所等についての周知に努めます。

■その他の相談支援事業

地域の相談支援の拠点として、制度上位置づけられている基幹相談支援センターの設置については、これまで、岩沼市障害児者地域自立支援協議会等でそのあり方等について検討してきました。今後、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業を含めた相談支援事業の充実を図り、基幹相談支援センターの設置について引き続き検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に、成年後見の申し立てに要する経費等の助成を行うことにより制度の利用を支援し、障害者の権利擁護に努めます。

平成28年度までの利用実績をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施件数	1	4	5	6	7

【見込量確保のための方策】

障害のある人の財産管理や福祉サービス利用の支援を含め、成年後見制度等各種制度の周知と利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行うことができる法人を育成するための研修等を行います。

利用実績はありませんが、研修等を実施し、法人後見ができる事業所の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣、手話通訳者等の配置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	21	21	21	21	21
手話通訳者等 実設置者数	2	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

市受付窓口への手話通訳者等の配置を引き続き行うとともに、周知に努めます。

(7) 日常生活用具給付事業

該当する障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、(1)介護・訓練支援用具、(2)自立生活支援用具、(3)在宅療養等支援用具、(4)情報・意思疎通支援用具、(5)排泄管理支援用具、(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

日常生活用具給付事業で扱う用具は、多種多様であり、耐用年数等の関係から種目ごとの実績にはばらつきがありますが、平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	609	682	690	698	700

【見込量確保のための方策】

在宅の重度障害児者の日常生活の便宜を図るため、今後とも制度の周知や、障害特性、必要性等に応じた的確な給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙と手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

なお、手話奉仕員養成研修（入門課程）と手話奉仕員養成研修（基礎課程）を一年おきに開催し、原則2か年で養成する課程になっています。また、平成28年度にはじめての手話教室を行いました。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数	7	22	22	37	37

【見込量確保のための方策】

情報の取得が困難な人との交流活動の促進や、自立した日常生活と社会生活を営むためのサポート体制を充実させるために、今後も事業の周知を図り、奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、社会参加のための外出が円滑にできるように移動を支援します。

平成28年度までの利用実績及び平成29年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	22	22	22	22	23
延利用時間	1,280	1,280	1,309	1,338	1,367

【見込量確保のための方策】

障害者等が、社会の様々な分野へ積極的に参加し、生きがいをもって生活できるよう、利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供ができるよう、移動の支援の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・勤労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	27	27	27	27	27
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要であり今後も利用者の動向を踏まえサービスの提供に努めます。

(1 1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、入浴することが困難な身体障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、居宅において訪問入浴サービスの提供を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2
実施箇所数	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も引き続き現行サービスの提供に努めます。

(1 2) 障害者職親委託事業

療育手帳の所持者を対象に、知的障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため登録された職親のもとで、一定期間の生活指導や技能習得訓練等を行います。

平成 27 年度、平成 28 年度の利用は、職親がないため、利用はありませんでしたが、申請があったときに備え、引き続き事業は継続していきます。

(13) 日中一時支援事業

障害者に一時的な日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図ります。

平成28年度までの利用実績及び平成29年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	14	14	14	14	14
実施箇所数	4	4	4	4	4

【見込量確保のための方策】

現行時間帯の延長や障害児及び医的ケア児に対応したサービスの提供を行える体制整備に努めます。

5. 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関等関連する職務に従事する者、団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図っていきます。

6. 岩沼市独自事業（その他の事業）

（1）更生訓練費給付事業

更生訓練を実施する施設の利用者が、効果的に訓練を受け、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費の支給を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	0	0	2	2	2

【見込量確保のための方策】

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

（2）障害者雇用奨励金交付事業

知的障害者や精神障害者等を雇用し、障害者の雇用・定着を図る企業に対し、市制度による奨励金の支給を行います。

平成 27 年度、平成 28 年度の利用はありませんでしたが、引き続き事業は継続していきます。

（3）自動車運転免許取得費助成事業及び身体障害者自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業においては、身体障害者又は知的障害者が、就労やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。また、身体障害者自動車改造費助成事業においては、重度の身体障害者が、就職やその他の社会活動に参加するために、自動車を運転しようとする場合、自動車を改造するための費用の一部を助成します。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も制度の周知を図り、障害者の社会参加の促進を図ります。

(4) 福祉タクシー利用助成事業・障害者自動車等燃料費助成事業

①福祉タクシー利用助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に福祉タクシー利用助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

②障害者自動車燃料費助成事業

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び特定疾患等医療受給者証を所持する人に自動車等燃料費助成券を交付し、社会参加の促進を図ります。

平成28年度までの利用実績及び平成29年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

＜福祉タクシー利用助成事業＞

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	372	372	371	371	371
実施箇所数	18	18	18	18	18

＜障害者自動車燃料費助成事業＞

区 分	第4期利用実績 (平成29年度については実績見込)		第5期見込量		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数 (人/年)	633	640	645	651	657
実施箇所	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

福祉タクシー利用助成事業と障害者自動車等燃料費助成事業については、当面、現行の助成内容を維持したいと考えていますが、今後の財政状況等の動向によっては、必要に応じ、助成対象者や助成内容等の見直しを行います。

(5) 精神障害者小規模作業所事業

精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図るため、生活訓練や作業指導を行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	9	8	6	5	4
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者総合支援法の就労系サービスに利用者がスムーズに移行できるよう調整します。なお、小規模作業所については、利用者の移行とともにあり方を検討します。

(6) 精神障害者コミュニティサロン事業

在宅の精神障害者が自由に集まり、活動できる場の提供を行います。外出の機会を増やすこと、コミュニティサロン内での各種活動やピアカウンセリング等を通じ、病気の再発予防、社会復帰や自立を図る取り組みを行います。

平成 28 年度までの利用実績及び平成 29 年度の利用実績見込等をもとに見込量を設定します。

区 分	第 4 期利用実績 (平成 29 年度については実績見込)		第 5 期見込量		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用人数 (人/年)	15	18	18	18	18
実施箇所数	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用等の動向を踏まえながらサービスの提供に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 自立支援協議会
2. 県、関係機関との連携強化
3. PDCA サイクルによる計画の
進行管理と評価

1. 自立支援協議会

本市では、障害者総合支援法第89条の3に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、保健医療関係者、福祉関係者や就労支援関係者等で構成される「岩沼市障害児者地域自立支援協議会」を設置しています。

当協議会では、障害者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を積極的に行います。また、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築に取り組みます。

2. 県、関係機関との連携強化

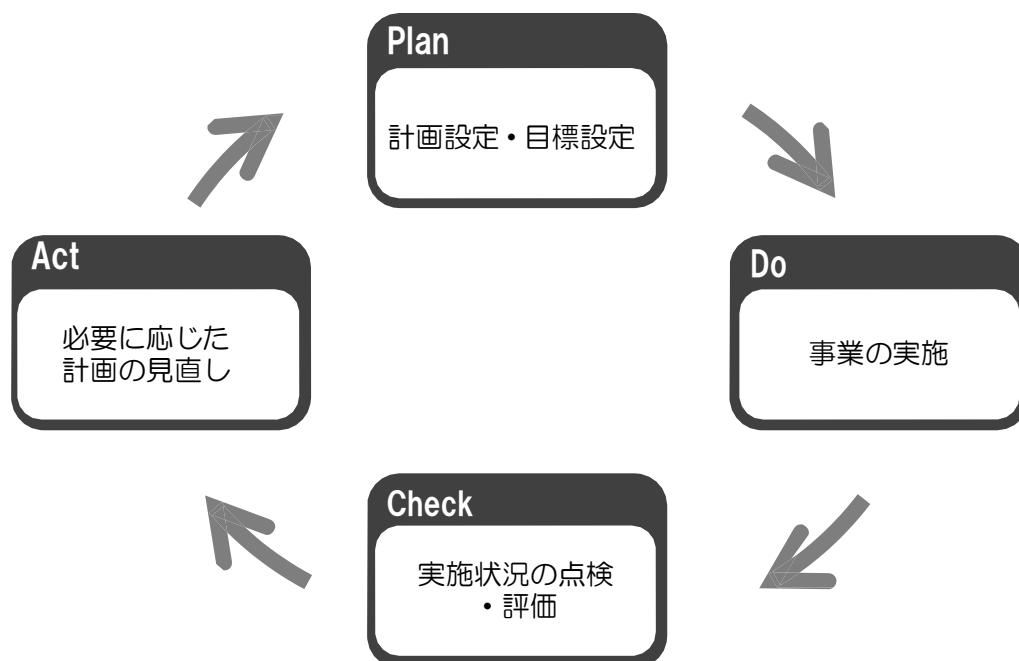
障害福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

3. PDCA サイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、平成30年度から平成32年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、岩沼市障害児者地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

【障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



資料

岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体
学識経験者 (会長)	菅原 里江	東北福祉大学 (総合福祉学部社会福祉学科准教授)
保健医療関係者	佐々木 晃	宮城県精神保健福祉士協会
保健医療関係者	我妻 美幸 (平成 29 年 1 月 30 日～ 8 月 28 日)	宮城県仙台保健福祉事務所
保健医療関係者	櫻井 俊太郎 (平成 29 年 8 月 29 日～ 平成 30 年 3 月 31 日)	宮城県仙台保健福祉事務所
福祉関係者	小菅 瑠美	岩沼市地域包括支援センター連絡会
福祉関係者	齊藤 純子	公益社団法人青年海外協力協会
福祉関係者	山口 美佐子	宮城県立名取支援学校
福祉関係者	久保 昭	岩沼市民生委員児童委員協議会
サービス利用者	石川 榮治	岩沼市身体障害者福祉協会
サービス利用者	浅川 孝子	岩沼市心身障害児者親の会
サービス利用者	相原 勇	岩沼市精神障がい者家族会

岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年6月1日
告示第47号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく岩沼市障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく岩沼市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させるため、岩沼市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関し、調査及び検討し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 岩沼市の障害福祉サービスを利用する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平21告示33・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第100号)

この告示は、平成23年12月22日から施行し、改正後の岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱は、平成23年11月18日から適用する。

岩沼市第3期障害者計画・岩沼市第5期障害福祉計画

(第1期障害児福祉計画) 策定経過

年月日	内容等
平成29年1月30日	第1回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成29年2月20日	岩沼市障害者計画等策定委員会作業部会
平成29年3月13日	第2回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成29年8月8日	岩沼市障害者計画等策定委員会作業部会
平成29年8月29日	第3回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成29年11月7日	岩沼市障害者計画等策定委員会作業部会
平成29年12月1日	第4回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成29年12月19日	第5回岩沼市障害者計画等策定委員会
平成29年12月25日～ 平成30年1月24日	パブリックコメント実施
平成30年2月1日	第6回岩沼市障害者計画等策定委員会

■パブリックコメント（意見公募手続き）

市の基本計画等の政策策定過程において、案の段階で公表し、市民から意見等を広く求め、寄せられた意見に対して考えを明らかにし、実施機関としての意思決定を行う手続き。

■地域包括ケアシステム

高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことが出来るよう、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、生活の基本としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えていくシステム。

■職場定着率

就労定着支援による支援開始1年経過時点での就業率。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護、支援するための制度。財産管理や契約行為が保護される。その人の状態にあわせて後見人、保佐人、補助人が家庭裁判所より選任される。

■法定雇用率

障害者の雇用の促進に関する法律で定められている障害のある人の雇用割合。平成30年4月1日からの法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わる。

法定雇用率は、平成30年4月1日から民間企業2.2%、国・地方公共団体2.5%。

■ピアサポート

ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。

■バリアフリー

障害者の社会生活の障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■療育

障害を持っている人が、社会的に自立することを目的に行われる治療教育のこと。

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考えを発展させ、年齢や障害の有無に関わらず、誰にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。

■ライフステージ

人生の節目となる出来事によって区分けされる、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。生活環境によって節目の捉え方は異なり、就職、結婚、子育てなど生活スタイルの変化が節目となる。

■ケアマネジメント

地域生活を支援するため援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健、医療、福祉サービスその他の社会資源を受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。障害者自立支援法や介護保険法におけるサービスの提供に用いられており、利用者一人一人の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、必要とされる様々なサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直すことで利用者が適切なサービスを継続的に利用できる仕組み。

■レスパイト

仕事などの一時的休止、ひと休み。日常的に子育てや介護・介助をしている家族等が、一時的に代替サービスを利用してリフレッシュすること。

■加配

規定の数に加えること。障害児保育や学校において、障害児支援のために規定の職員配置に加えて、職員を配置すること。

岩沼市第3期障害者計画
岩沼市第5期障害福祉計画
(第1期障害児福祉計画)

発行：平成30年3月

編集：岩沼市 健康福祉部 社会福祉課

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

TEL：0223-22-1111（代表）

FAX：0223-24-0406